

— 地域の未来を拓く共生のまちづくり —

第3期当別町地域福祉計画

平成29年3月
北海道 当別町

は じ め に

近年、少子高齢化がますます進行する中、社会環境や家族構成の変化、生活様式の変化などを背景に、地域との繋がり希薄化や、社会的孤立といった新たな福祉課題が生じています。

これまで当別町では、平成19年3月に第1期当別町地域福祉計画を、平成24年3月に第2期当別町地域福祉計画を策定し、「福祉文化をはぐくむまち当別町」を基本理念として掲げ、福祉施策を進めてまいりました。

平成20年度には地域福祉の拠点づくりの一環として、共生型地域福祉ターミナルなどを設置し、現在も多くの方々の交流と情報交換の拠点として利用されており、また、東日本大震災などを契機として、平成25年度より要配慮者の日頃の見守りや災害時の支援活動への活用を目的とした「地域福祉支援台帳」を作成し、関係機関・団体などとの情報共有を進めています。

また、「地域福祉」の推進にあたっては、北海道医療大学との連携を最大限に活かした取組みを地域に広く展開しており、今後も同大学との連携体制をさらに強化していきたく考えております。

この第3期当別町地域福祉計画は、人口減少の克服や地方創生への取組みを示した「当別町まち・ひと・しごと創生総合戦略」などを上位計画とし、これまでの地域福祉計画の精神を継承しつつ、子どもからお年寄りまで、障がいの有無に関わらず、あらゆる人が支え、支えられ、いつまでも住み続けられる「共生のまちづくり」を基本理念として掲げ、地域の未来を見据えた福祉のまちづくりを目指していくものです。

今後も地域を取り巻く環境は厳しい状況が続くことと予測されますが、この新しい地域福祉計画に基づき、これからも地域住民の皆様や関係団体の方々との協働によるさまざまな取組みを通して「地域福祉」を推進してまいりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、今回の計画策定にあたり、ご尽力を賜りました当別町地域福祉計画策定委員会の皆様をはじめ、アンケート調査や関係団体などへのヒアリング調査、町民セミナーなどにおいて、多くの皆様のご協力と貴重なご意見、ご提言をいただきましたことに、心から感謝を申し上げます。

平成29年3月

当別町長 宮 司 正 毅

目 次

第1章 地域福祉計画について	1
1. 福祉を取り巻く背景	1
2. 地域福祉計画とは	2
3. 計画の位置づけ	4
4. 計画の期間	5
5. 計画の策定手法	5
第2章 当別町の現況	6
1. 人口の動き	6
2. 子どもの状況	7
3. 高齢者の状況	8
4. 障がい者の状況	11
5. 生活保護世帯の状況	12
6. 災害時における要配慮者の状況	12
7. 地域の福祉資源の状況	13
8. 各種福祉サービス施設一覧（平成29年3月現在）	14
第3章 計画の理念と目標	22
1. 計画の基本理念	22
2. 計画の基本目標と施策の展開	23
第4章 計画の推進と評価	43
1. 地域住民、関係団体、行政などの協働による計画の推進	43
2. 計画の評価など	44
資料編	45
1. 当別町地域福祉計画策定経過	
2. 当別町地域福祉計画策定委員会の設置	
3. 当別町地域福祉計画ヒアリング調査の実施	
4. 町民アンケート調査実施	
5. 地域福祉町民セミナー等の開催	
6. パブリックコメント（意見公募）の実施	

第1章

地域福祉計画について

1 福祉を取り巻く背景

わが国では、平成9年の「介護保険法」の制定や、平成12年の「社会福祉事業法」から改正された「社会福祉法」の制定をはじめ、高齢者や障がい者、子どもなどを対象とする各種制度の整備や福祉サービスの充実が図られてきました。

しかし、人口減少や少子高齢化の進行、核家族の増加、ライフスタイルや価値観の多様化などにより、私たちを取り巻く地域環境は大きく変化しています。地域における連帯意識の希薄化が懸念される中、高齢者や障がい者などの支援を必要とする人の社会的孤立や、複合的な問題を抱えた生活困窮者、ひきこもり、虐待などのさまざまな福祉課題が増加しており、これらのことを踏まえ、福祉に関する社会情勢や法制度等は大きく変化しています。

高齢者福祉では、「介護保険法」の改正や、平成26年の「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」の制定によって、「地域包括ケア」の考えが定められ、団塊の世代が75歳に達する平成37年（2025年）を見据え、可能な限り住み慣れた地域で自立して日常生活を営むことができるよう、医療、介護、予防、住まいや日常生活の支援が一体的に提供されるしくみづくりを目指しています。

障がい者福祉では、平成25年の「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」の施行により、「障害者自立支援法」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」と改められ、また、平成28年に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行され、障がいの有無によって分け隔てられることなく相互に人格と個性を尊重し合う、共生する社会の実現に向けた取組みが進められています。

児童福祉では、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するため、平成24年に「子ども・子育て関連3法」が制定され、待機児童の解消や地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実などが進められるとともに、平成25年の「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の制定により、貧困の状況にある子どもが健やかに育まれる環境の整備や教育の機会均等など、生まれ育った環境によって左右されることのない社会の実現が求められています。

また、避難行動要支援者対策では、東日本大震災後に行われた災害対策基本法の大幅な見直しにより、要支援者名簿作成の義務付けや本人同意に基づく名簿情報の提供、地域の防災力の向上などが求められ、生活困窮者対策では、平成27年度から「生活困窮者自立支援法」が施行され、生活保護に至る前の段階の生活困窮者に対する自立に向けた取組みの強化が進められています。

2 地域福祉計画とは

「福祉」という言葉を聞くと、高齢者、障がい者、子育て世帯、生活困窮者などを対象に提供される「社会福祉」の制度を思い浮かべることが多いと思われます。これは、生活を保障し、心身に障がいのある人々の援助などをおこなう社会全体の福祉向上を、「公助」を基軸とする支援によりおこなって来た背景があります。

近年、「社会福祉」の制度では十分に対応できない多様な地域の課題が増加しているなか、共に生きるまちづくりの精神のもと、生活の拠点である地域に根ざした「自助」「互助」「共助」の助け合いにより、それぞれの地域で誰もがその人らしく生活が送れるような地域社会を目指す「地域福祉」の推進が重要であると考えられています。

平成12年に改正された「社会福祉法」では、新たに「地域における社会福祉（地域福祉）の推進」がこの法律の目的に加わったほか、「地域福祉の推進」の規定が設けられ、その中で「地域住民」が「地域福祉の担い手」として位置づけられ、それぞれの地域において人々が安心して暮らせるよう、地域住民や福祉関係者がお互いに協力して地域社会の福祉課題の解決に取り組む、住民参加による福祉のまちづくりが求められています。

また、これらのことを踏まえ、地域福祉の推進について一体的に定める「地域福祉計画」の策定を、各市町村で進めることとされています。

社会福祉法（抜粋）

（地域福祉の推進）

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

（市町村地域福祉計画）

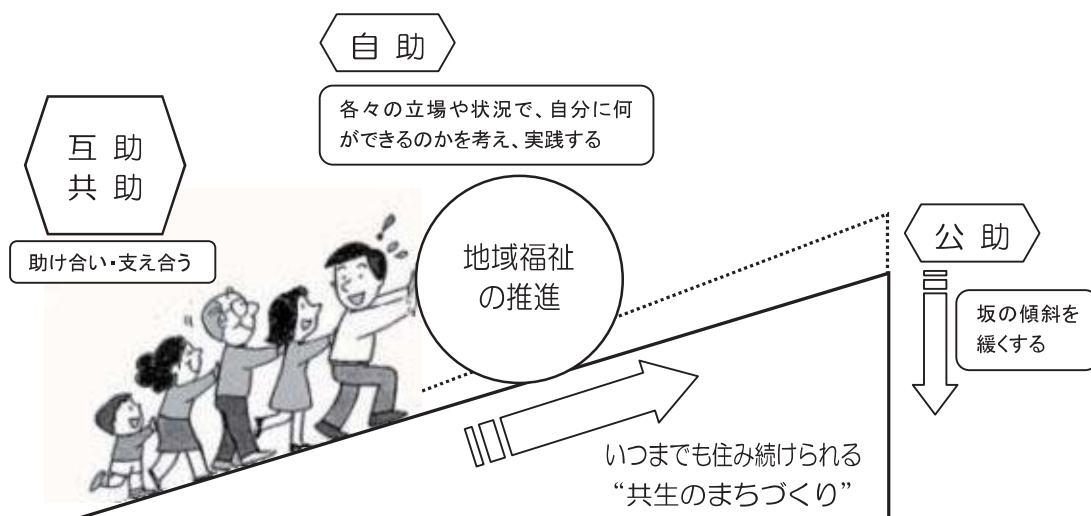
第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営む者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

- (1) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- (2) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- (3) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

地域福祉の推進に向けた「自助・互助・共助・公助」

地域福祉の推進のためには、地域に根差した助け合いである「自助・互助・共助・公助」の次の役割分担の例を踏まえた上で、自助を基本としながら互助・共助・公助の順で取り組んでいくことが必要となります。

自助 (個人・家族)	互助 (隣近所)	共助 (地域)	公助 (行政等)
自分が主体となり、自らを支えること	身近な人間関係の中での自発的な相互扶助	地域、関係団体、行政等の協働による組織的な相互扶助	「自助」「互助」「共助」では対応が難しい状況への行政等の公的な支援
<ul style="list-style-type: none"> ○自分のできることは自分ですること ○自ら健康維持や増進に心がけること ○自ら相談やサービスを受けること など 	<ul style="list-style-type: none"> ○ご近所同士の助け合い ○サークル活動 ○ボランティア活動 など 	<ul style="list-style-type: none"> ○社会保険制度 ○介護保険制度に基づく福祉サービス ○町内会活動 など 	<ul style="list-style-type: none"> ○公的サービスの提供 ○人権擁護・虐待対策 ○関係機関などとの横断的な連携 など



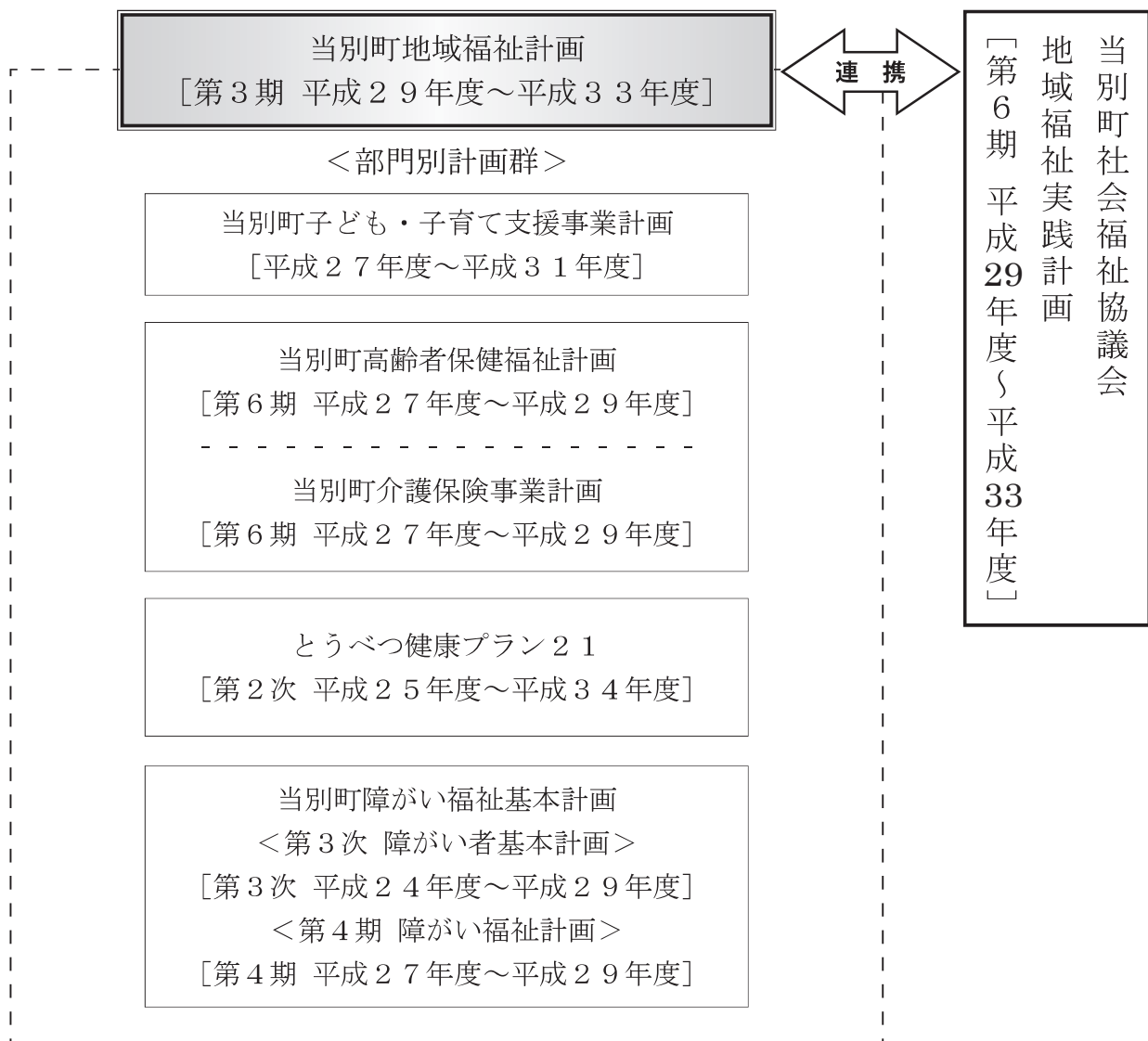
3 計画の位置づけ

本計画は、各種保健・福祉施策の基盤となる地域づくりを含め、保健・福祉全般について総括的に取りまとめた計画であり、保健・福祉分野の各個別計画の方向性を示すとともに、個別計画それぞれを横に繋げる計画です。各分野の具体的な取組みについては、分野別計画を策定し、その中で具体の施策を示していきます。

分野別計画の策定にあたっては、北海道医療大学の力を活用し、学術的な視点による福祉ニーズに応じた施策の展開手法や評価手法の導入を進めるとともに、同大学との協働事業のさらなる実施についても検討していきます。

また、本計画は、当別町社会福祉協議会が策定する「地域福祉実践計画」と連携して取り組む計画となっています。

当別町第5次総合計画 / 当別町まち・ひと・しごと創生総合戦略
[平成21年度～平成30年度] [平成27年度～平成31年度]



4 計画の期間

本計画は、平成29年度から平成33年度までを計画期間とする5か年計画です。

5 計画の策定手法

本計画の策定にあたっては、各関係機関・団体、当事者などへのヒアリングや策定委員会での検討等を踏まえ、町の地域福祉における「共生のまちづくり」について、無作為の対象者抽出による町民アンケートを実施し、その意見の中から取り組むべき「基本目標」「実践目標」などを設定しています。具体的には、「共生のまちづくり」に対する満足度について評価をおこない、その満足度に対して与える影響の強さと取組みの方向性について、個々の項目ごとに次のとおり分析・分類をおこない、目標の設定に反映しています。

- ① 最重要項目：この項目の満足度を高めるとより魅力を感じる項目であり、かつ、この項目に取り組まないと強く不満を感じてしまう項目です。「共生のまちづくり」全体の満足度にプラスにもマイナスにも強く影響を与えるこの項目に対しては、今まで以上に取組みを進めていく必要があると考えられます。
- ② 魅力項目：この項目の満足度を高めるとより魅力を感じる項目です。この項目に対しては、町の「共生のまちづくり」への魅力をより高めていくために、「自助」「互助」を上手く活用しながら、将来を見据えて戦略的に取り組む必要があると考えられます。
- ③ 衰退項目：この項目への取組みが無いと強く不満を感じてしまう項目です。この項目に対しては、十分な取組みが無いと町の「共生のまちづくり」の衰退につながっていくおそれがあることから、「共助」「公助」によって、下支えし、活性化していく必要があると考えられます。

この分析結果を用いて、町民アンケートの項目について、町の「共生のまちづくり」への満足度への影響の強さと取組みの方向性を確認し、あわせて、アンケートの自由回答による現状への評価や今後への要望、各関係機関・団体や当事者へのヒアリングの結果などを踏まえたうえで、最終的な「基本目標」「実践目標」などを整理・再編成しています。



第2章

当別町の現況

1 人口の動き

町の人口は、平成28年4月1日現在16,701人で平成24年から1,523人の減少となっています。年齢別にみると、年少人口（15歳未満）が556人、生産年齢人口（15歳～64歳）が1,539人、それぞれ減少していますが、高齢人口（65歳以上）は572人の増加となっています。

5か年の人口推移

（単位：人、％）

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
総数	18,224	17,835	17,377	17,100	16,701
年少人口	2,031	1,868	1,713	1,619	1,475
生産年齢人口	11,509	11,190	10,750	10,397	9,970
高齢人口	4,684	4,777	4,914	5,084	5,256

資料：住民基本台帳 各年4月1日現在

国立社会保障・人口問題研究所の推計では、年少人口および生産年齢人口は今後も減少が進み、高齢人口は2030年（平成42年）まで増加が進むがそれ以降は減少に転じると推計され、2035年（平成47年）には高齢人口が生産年齢人口を上回ると推計されています。

また、高齢人口の割合（高齢化率）は増加し続け、2010年（平成22年）の24.6％から、2040年（平成52年）には50％を超えると推計されています。

年齢3区分別総人口構成の推移と将来推計

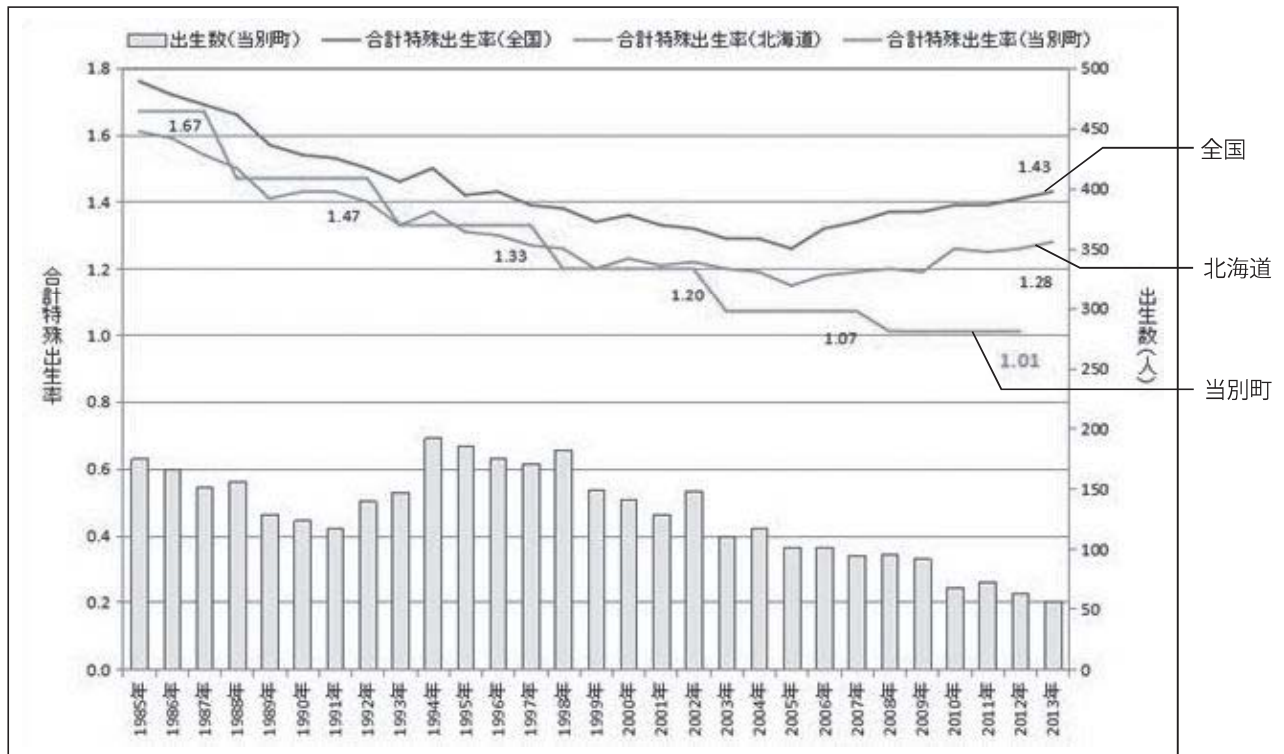


2 子どもの状況

① 出生数と合計特殊出生率の状況

本町における出生数および合計特殊出生率（一人の女性が15歳～49歳の間に生む子供の平均数）の推移をみると1992年（平成4年）から出生数は増加に転じましたが、合計特殊出生率は北海道と同程度の水準で低下が進み、現在では道内市町村で最も低くなっています。

合計特殊出生率と出生数の推移



資料：住民基本台帳

② ひとり親の状況

ひとり親世帯は平成28年で167世帯、総世帯に占める割合は2.2%であり近年、横ばい傾向となっています。

ひとり親世帯の推移

(単位：世帯、%)

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
総世帯	7,697	7,677	7,643	7,653	7,621
ひとり親世帯	161	167	170	188	167
比率	2.1	2.2	2.2	2.5	2.2

資料：当別町調べ

3 高齢者の状況

(1) 高齢者のいる世帯の状況

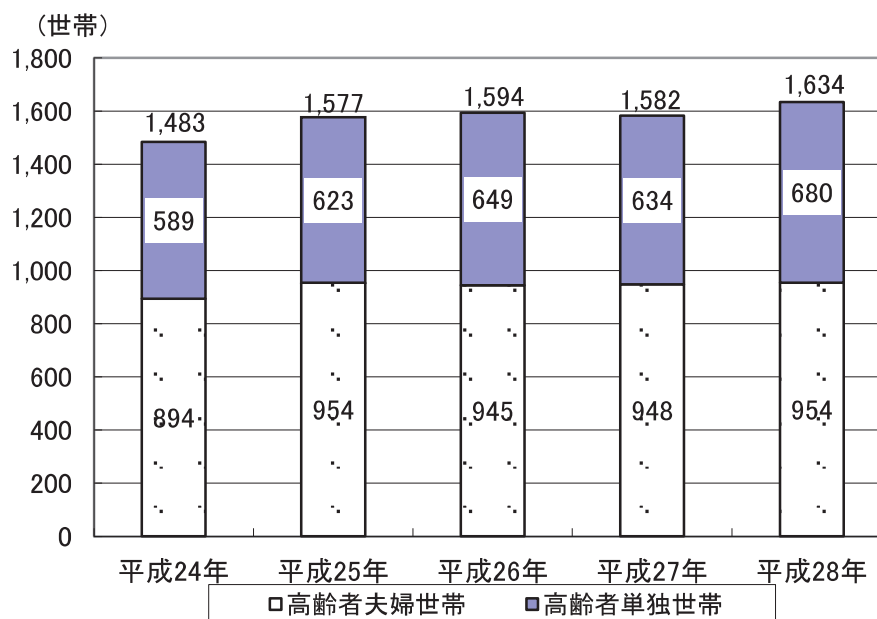
高齢者単独世帯は、平成28年で680世帯、総世帯に占める割合は8.9%であり、また、高齢者夫婦世帯も954世帯、総世帯に占める割合は12.5%となっています。これらを合わせた高齢者単独世帯と高齢者夫婦世帯で総世帯の21.4%を占めています。

高齢者のいる世帯の推移

(単位：世帯、%)

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
総世帯	7,697	7,677	7,643	7,653	7,621
高齢者単独世帯	589	623	649	634	680
比率	7.7	8.1	8.5	8.3	8.9
高齢者夫婦世帯	894	954	945	948	954
比率	11.6	12.4	12.4	12.4	12.5

資料：高齢者等実態調査 各年10月1日現在



(2) 高齢者の社会参加状況

① シルバー人材センターの状況

高齢者の方々に就業機会を提供するシルバー人材センターの登録者数は、近年横ばい傾向であり、平成27年度では211人、年間就業延べ人数は22,011人が就業しています。

シルバー人材センターの状況

(単位:人)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
登録者数	218	214	199	200	211
年間就業延べ人員	23,245	23,026	21,393	21,520	22,011

資料:シルバー人材センター調べ

② 高齢者クラブ連合会の状況

高齢者のいきがづくりと地域コミュニティのための高齢者クラブ連合会の団体数は平成28年4月現在で28団体、会員数は年々減少し1,140人となっています。

高齢者クラブ連合会の状況

(単位:団体、人)

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
団体数	31	30	30	30	28
会員数	1,407	1,328	1,265	1,217	1,140

資料:当別町社会福祉協議会調べ 各年4月現在

③ ボランティアセンター登録者(65歳以上)等の状況

「困ったときはお互いさま」の気持ちで地域福祉を支えるさまざまな住民のボランティア。その登録者数は平成27年度で38団体、1,712人。うち65歳以上の会員は330人(19.3%)となっており、年々増加しています。

ボランティアセンター登録団体数、登録者数等の状況

(単位:団体、人)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
団体数	36	37	38	39	38
会員総数	1,061	1,087	1,218	1,596	1,712
うち65歳以上会員数	243	218	247	306	330

資料:当別町社会福祉協議会調べ

(3) 要介護者数、介護認定率等の状況

介護が必要な方をその状況に合わせて5段階に分類したものが「要介護認定」です。それに対して介護は必要ではないものの、日常生活に不便をきたしている人が分類されるのが「要支援」になります。

要介護・要支援者数は、増加の一途で平成28年では65歳以上で962人、人口に占める割合は18.2%となっています。

要介護者・要支援者数、介護認定率等の状況

(単位:人、%)

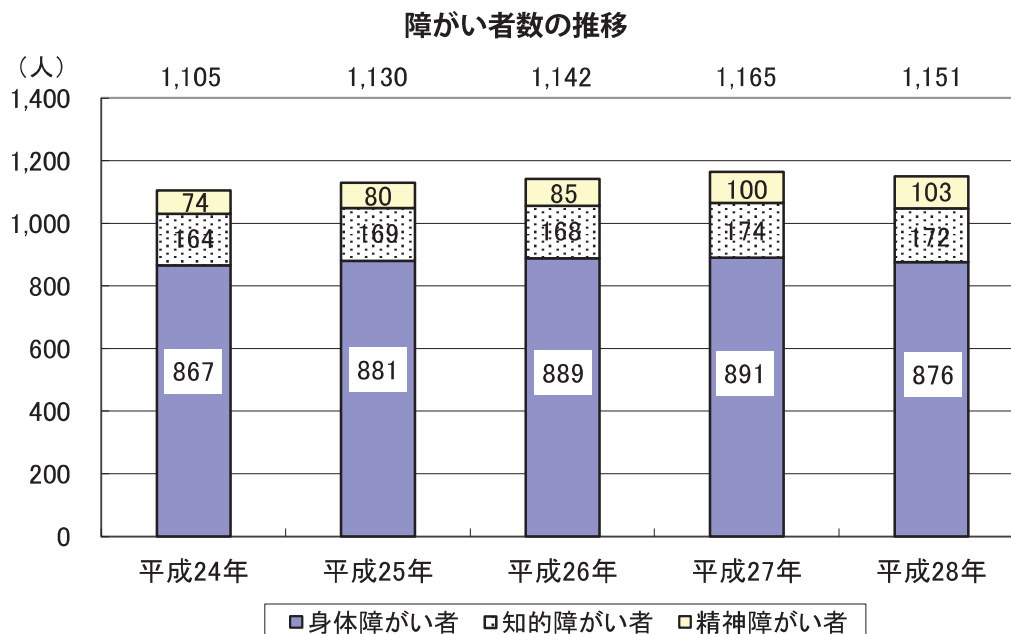
	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
40歳以上人口	11,609	11,594	11,559	11,547	11,495
要介護・要支援者数 (40歳以上)	821	861	902	949	982
65歳以上人口	4,716	4,830	5,000	5,167	5,298
要介護・要支援者数 (65歳以上)	814	854	882	929	962
認定率(65歳以上)	17.3	17.7	17.6	18.0	18.2

資料：介護保険事業状況報告（各年度10月）
住民基本台帳各年10月1日

4 障がい者の状況

障がい者数（各種障がい者手帳所持者数）は、平成28年4月1日現在で身体障がい者が876人、知的障がい者が172人、精神障がい者が103人、合計1,151人となっています。

身体障がい者数・知的障がい者数は横ばいですが、精神障がい者数は徐々に増加の傾向が見られます。

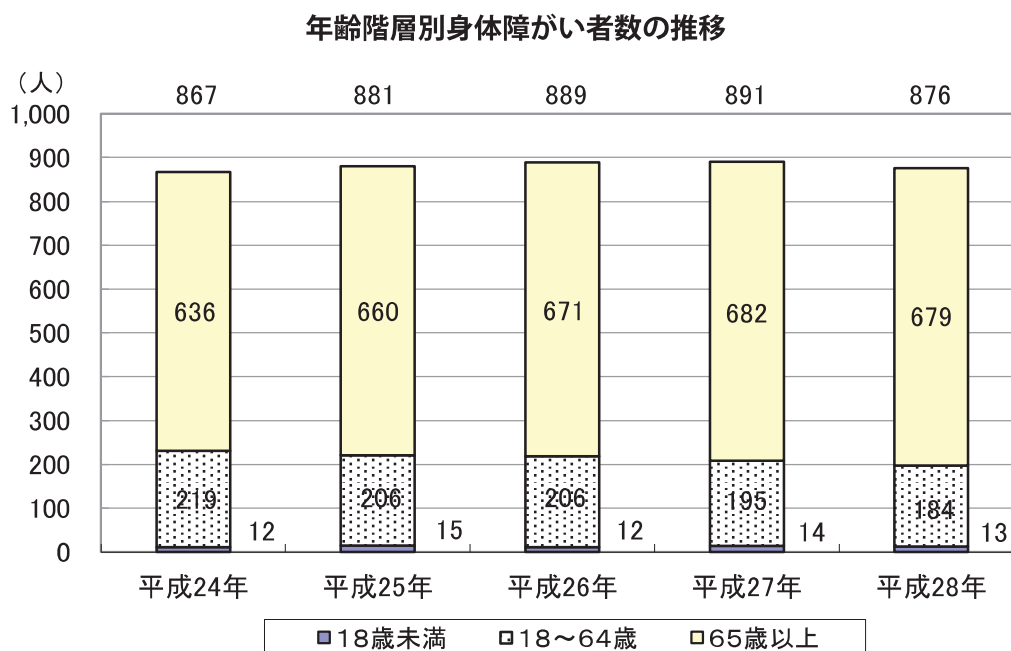


資料：当別町調べ 各年4月1日現在

※身体障がい者数は、身体障がい者手帳の所持者

※知的障がい者数は、療育手帳の所持者

※精神障がい者数は、精神障がい者保健福祉手帳の所持者



資料：当別町調べ 各年4月1日現在

5 生活保護世帯の状況

① 生活保護世帯の状況

生活保護世帯数は、近年、微減の傾向であり平成28年現在では234世帯となっています。

世帯類型別では、高齢者世帯（65歳以上）が全体の半数以上を占めています。

生活保護世帯数等の推移

(単位：世帯、人)

		平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
被保護世帯数		241	245	236	238	234
被保護人員		387	371	337	333	322
世帯類型別	高齢者(65歳以上)	120	123	126	126	127
	母子	27	30	22	18	17
	傷病・障がい者	72	62	62	69	64
	その他	22	30	26	25	26

資料：石狩振興局保護係調べ 各年4月1日現在

6 災害時における要配慮者の状況

平常時の見守り体制の強化と、災害等の発生時における見守りから繋がる支援活動等の体制づくりに活用するため、町では平成25年度から「地域福祉支援台帳」を整備しています。

その対象者数及び登録者数は年々増加しています。

要配慮者の地域福祉支援台帳登録等の状況

(単位：人、%)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度
対象者数	2,932	3,220	3,421
登録者数	2,670	2,940	3,165
登録率	91.1	91.3	92.5

資料：当別町調べ
※対象者は施設入所を除く

※地域福祉支援台帳の対象者となる要配慮者とは

- ①要介護認定者（要介護3以上の方）
- ②重度障がい者の方（身体障がい、精神障がい又は知的障がいのある方で、各手帳の等級が1級、2級又はA判定の方）
- ③65歳以上のひとり暮らしの方
- ④共に65歳以上の夫婦のみ世帯の方
- ⑤その他、支援が必要と認められる方

7 地域の福祉資源の状況

① 民生委員・児童委員の状況

住民の生活上のさまざまな相談に応じ、行政をはじめ適切な支援やサービスへの「つなぎ役」としての役割を果たすとともに、高齢者や障がい者世帯の見守りや安否確認などにも重要な役割を果たしている民生委員・児童委員。

平成27年度現在、町内全地区で51名の民生委員・児童委員が活躍しており、一人あたりの活動日数・訪問回数は年平均で100日・回を超えています。

民生委員・児童委員の状況

(単位:人、日、回)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
委員数	51	51	51	51	51
延べ活動日数	5,389	5,232	5,539	5,255	5,167
1人あたりの年間活動日数平均	106	103	109	103	101
訪問回数	5,266	5,986	5,428	4,194	4,801
1人あたりの年間訪問回数平均	103	117	106	103	101

資料：当別町調べ

② 福祉委員の状況

民生委員・児童委員や社会福祉協議会などの関係者・専門職等と連携しながら、近隣住民に働きかけ、一緒になって、発見した生活・福祉課題（困りごと）の解決に向けて取り組んでいただく地域のボランティアである福祉委員。

町社会福祉協議会では現在44町内会・自治会に75名の福祉委員を設置し、主にひとり暮らしの高齢者への見守り・訪問活動を行っています。

福祉委員の状況

(単位:団体、人)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
委員数	72	77	75	77	75
会議開催等	全体会年4回開催（福祉委員会議）				

資料：当別町社会福祉協議会調べ

③ 健康福祉出前講座の状況

町民が健康やいきがづくり、福祉や暮らしに役立つ制度や社会参加など地域社会で豊かに暮らすために活用できる、知りたい学びたい講座を、北海道医療大学や社会福祉協議会、NPO法人、町の職員が講師となり地域の会館等へ出向いて実施しています。

健康福祉出前講座の実施回数等の推移

(単位:回、人)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
実施回数	149	145	127	147	119
延べ人数	4,093	3,764	3,782	3,884	2,948

資料：当別町調べ

8 各種福祉サービス施設一覧 (平成29年3月現在)

【地域福祉・共生型事業関連施設】

サービス種別	施設等名称	所在地	地図番号
社会福祉（地域福祉） 関連事業	当別町社会福祉協議会	西町32番地2 当別町総合 保健福祉センター「ゆとろ」内	1
共生型事業	当別町共生型地域福祉ターミナル 「みんなのうた」	弥生1091番地6	2
	当別町共生型地域オープンサロン 「ガーデン (Garden)」	弥生51番地38	3
	当別町共生型コミュニティー農園 「ぺこぺこのはたけ」	太美町1481番地6	4
ボランティアセンター	当別町ボランティアセンター	弥生1091番地6	2
パーソナルアシスタント サービス	当別町共生型地域福祉ターミナル	弥生1091番地6	2

【子育て関連施設】

サービス種別	施設等名称	所在地	地図 番号
子育て支援センター	当別町総合保健福祉センター 「ゆとろ」	西町32番地2	1
	ふとみ保育所	太美町1480番地8	5
ファミリー・サポート・センター	当別町共生型地域福祉ターミナル 「みんなのうた」	弥生1091番地6	2
子どもプレイハウス (学童保育)	当別子どもプレイハウス	元町102番地 当別小学校内	6
	西当別子どもプレイハウス	太美町1481番地 西当別小学校内	7
児童発達支援・放課後等 デイサービス	当別町子ども発達支援センター	西町32番地1	8
	放課後等デイサービスセンター 「amaririsu (あまりりす)」	六軒町70番地18	9
保育所・認定こども園	ふとみ保育所	太美町1480番地8	5
	認定こども園当別夢の国幼稚園	北栄町20番地12	10

【高齢者関連施設】

サービス種別	施設等名称	所在地	地図 番号
高齢者福祉センター	当別町総合保健福祉センター 「ゆとろ」	西町32番地2	1
地域包括支援センター・ 居宅介護予防支援事業所	当別町地域包括支援センター	西町32番地2 当別町総合 保健福祉センター「ゆとろ」内	1
養護老人ホーム	養護老人ホーム長寿園	太美町1488番地274	11
居宅介護支援事業所	当別ケアプラン相談センター	錦町55番地9 JRドーミー当別	12
	勤医協当別居宅介護支援事業所	末広118番地52	13
	あったかプランとうべつ	弥生52番地	14
	居宅介護支援事業所ゆかり	弥生2番地1	15
	ケアプランセンター結	太美町1488番地274	11
訪問介護・介護予防訪問介 護(ホームヘルプサービス)	当別町ホームヘルパー ステーション	西町32番地2 当別町総合 保健福祉センター「ゆとろ」内	1
	勤医協ヘルパーステーション とうべつ	末広118番地52	13
	訪問介護ステーション歩っと	西町36番地8	16
	ヘルパーステーションりっか	幸町51番地31	17

サービス種別	施設等名称	所在地	地図 番号
訪問看護・介護予防訪問 看護	当別訪問看護ステーション	錦町55番地9 JRドーミー当別	12
	勤医協訪問看護ステーション とうべつ	末広118番地52	13
訪問リハビリテーショ ン・介護予防訪問リハビ リテーション	愛里苑訪問リハビリテーショ ン	ビトエ2200番地1	18
通所介護・介護予防通所 介護（デイサービス）	当別町デイサービスセンター	西町32番地2 当別町総合 保健福祉センター「ゆとろ」内	1
	勤医協当別デイサービス ふきのとう	末広118番地52	13
	ひまわり健康倶楽部	春日町97番地1	19
	デイサービスセンター ふくろうの森	幸町51番地31	17
	ふとみデイサービス	太美町2343番地39	20
デイサービスセンター結	太美町1488番地274	11	
通所リハビリテーショ ン・介護予防通所リハビ リテーション（デイケア）	愛里苑通所リハビリテーショ ン	ビトエ2200番地1	18
短期入所生活介護	特別養護老人ホーム当別長寿園	太美町1488番地274	11
	特別養護老人ホーム長寿の郷	太美町1488番地18	21
短期入所療養介護	介護老人保健施設愛里苑	ビトエ2200番地1	18
認知症対応型共同生活介 護・介護予防認知症対応 型共同生活介護	公楽苑ほほえみⅠ・Ⅱ	太美南818番地62	22
	グループホームすぎの子の郷	春日町97番地1	19
介護老人福祉施設 （特別養護老人ホーム）	特別養護老人ホーム当別長寿園	太美町1488番地274	11
	特別養護老人ホーム長寿の郷	太美町1488番地18	21
介護老人保健施設 （老人保健施設）	介護老人保健施設愛里苑	ビトエ2200番地1	18
小規模多機能居宅介護 施設	小規模多機能型居宅介護さくら	弥生2番地1	15
特定施設入居者生活介 護・介護予防特定施設入 居者生活介護（有料老人 ホーム）	介護付有料老人ホーム公楽苑	太美町2343番地39	20
サービス付き高齢者向け 住宅	パークアベニューとうべつ	西町36番地8	16
	とうべつりっか	幸町51番地31	17
高齢者雇用就業支援	当別町シルバー人材センター	末広2番地1	23

【障がい事業関連施設】

サービス種別	施設等名称	所在地	地図 番号
居宅介護	当別町ホームヘルパー ステーション	西町32番地2 当別町総合 保健福祉センター「ゆとろ」内	1
	勤医協ヘルパーステーション とうべつ	末広118番地52	13
	ヘルパーステーション 「ajisai (あじさい)」	弥生1091番地6	2
	訪問介護ステーション「歩っと」	白樺町163番地4 ミキハウス106	24
	ヘルパーステーションりっか	幸町51番地31	17
重度訪問介護	勤医協ヘルパーステーション とうべつ	末広118番地52	13
	ヘルパーステーション 「ajisai (あじさい)」	弥生1091番地6	2
	訪問介護ステーション「歩っと」	白樺町163番地4 ミキハウス106	24
	ヘルパーステーションりっか	幸町51番地31	17
同行援護	当別町ホームヘルパー ステーション	西町32番地2 当別町総合 保健福祉センター「ゆとろ」内	1
	勤医協ヘルパーステーション とうべつ	末広118番地52	13
生活介護	当別・高岡アクティビティー センター	高岡1813番地1	25
	生活介護事業所「によきによき」	弁華別429番地	26
就労継続支援（B型）	当別町共生型地域オープンサロン 「ガーデン (Garden)」	弥生51番地38	3
	当別町共生型コミュニティー農園 「ぺこぺこのはたけ」	太美町1481番地6	4
短期入所 (ショートステイ)	ゆうゆうの家	太美町1488番地280	27
	清瀬マンション「短期入所施設 anem- one (あねもね)」	春日町94番地22	28
共同生活援助 (グループホーム)	外部サービス利用型指定共同生活援助 事業所「グループホームつくし」	弥生51番地53 第一オオツマ マンション8号	29
	ゆうゆうの家	太美町1488番地280	27
	清瀬マンション	春日町94番地22	28
相談支援事業	当別町障がい者総合相談支援セン ター 「nanakamado (ななかまど)」	弥生52番地	14
	指定特定相談支援事業所 「サポートネットワークセンター」	末広2番地1	23
移動支援事業	当別町ホームヘルパー ステーション	西町32番地2 当別町総合 保健福祉センター「ゆとろ」内	1
	ヘルパーステーション 「ajisai (あじさい)」	弥生1091番地6	2

地域活動支援センター事業	当別町地域活動支援センター「つくしの郷」	末広2番地1	23
日中一時支援事業	放課後等デイサービスセンター「amaririsu(あまりりす)」	六軒町70番地18	9
障がい児通所施設	当別町子ども発達支援センター	西町32番地1	8

【生活困窮者支援事業関連施設】

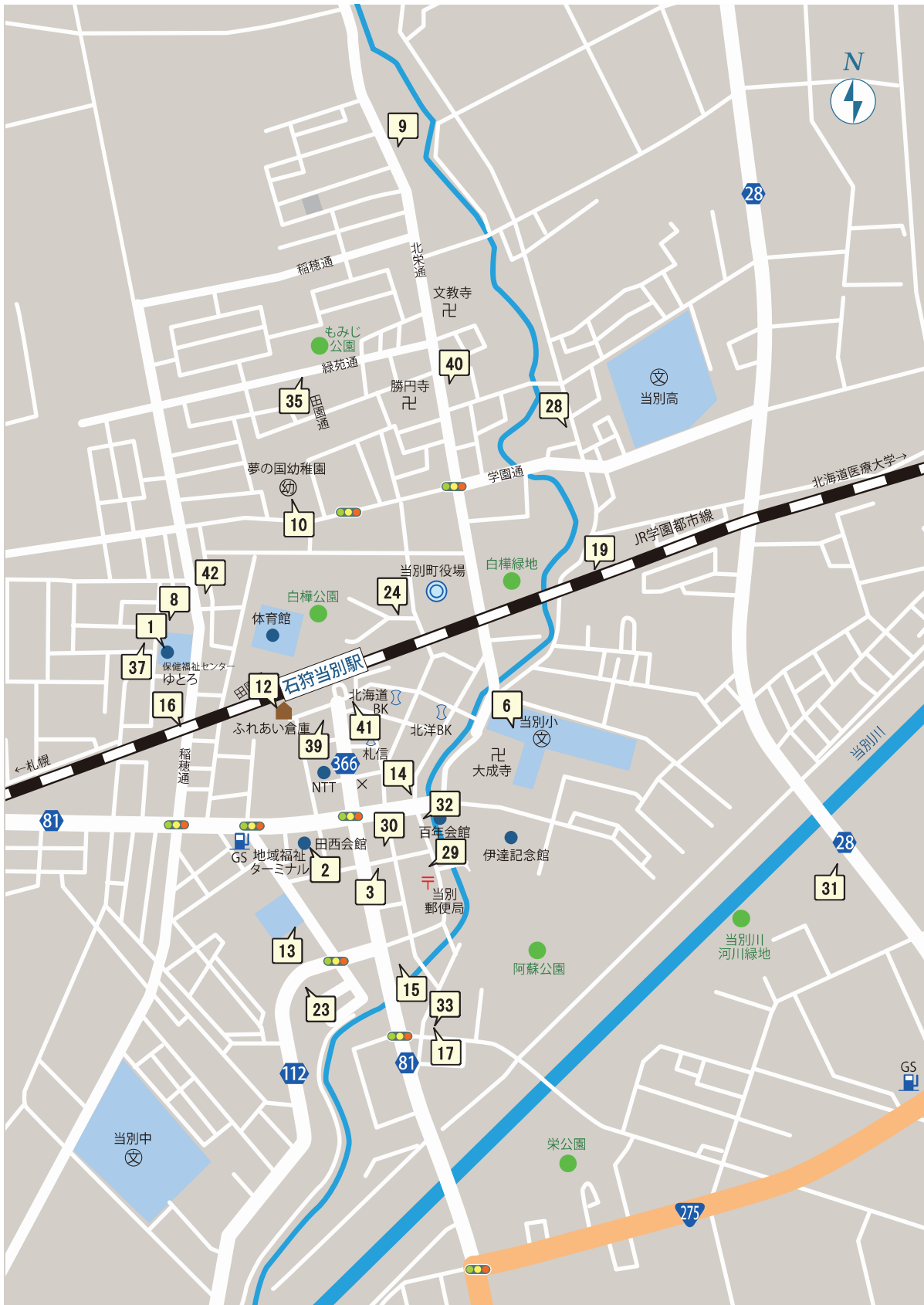
サービス種別	施設等名称	所在地	地図番号
生活困窮者自立支援	生活就労サポートセンターいしかり	弥生52番地11	30

【保健・医療機関】

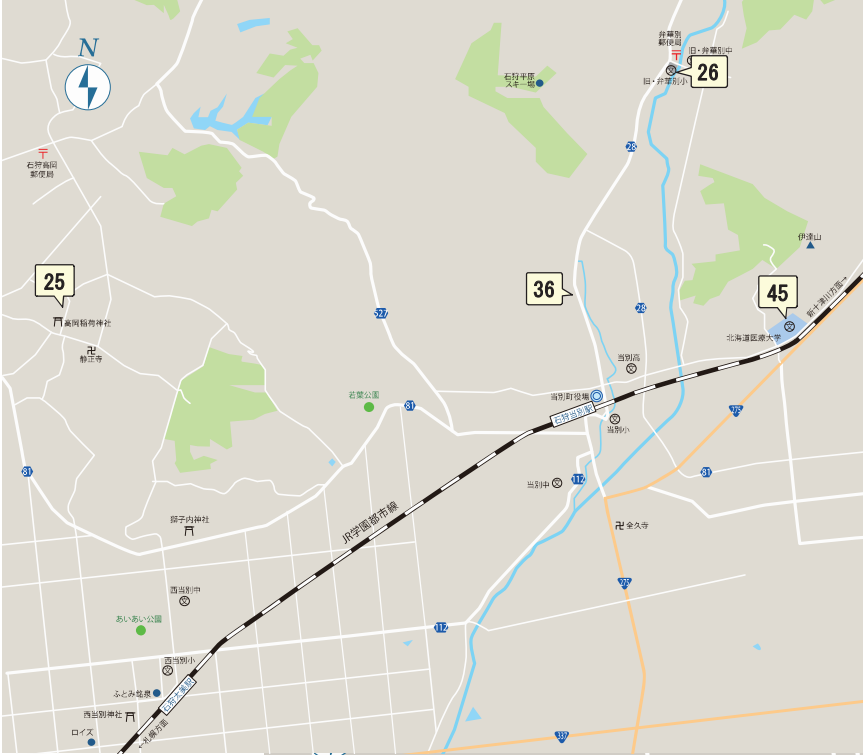
サービス種別	施設等名称	所在地	地図番号
保健センター	当別町総合保健福祉センター「ゆとろ」	西町32番地2	1
病院	堀江病院	樺戸町106番地21	31
診療所	石狩当別眼科	弥生52番地23	32
	おくやま内科・外科クリニック	幸町51番地32	33
	勤医協当別診療所	末広118番地52	13
	スウェーデン通り内科循環器科クリニック	太美町1488番地348	34
	田園通りさわぎき医院	北栄町17番地13	35
	とうべつ整形外科	六軒町72番地4	36
	とうべつ内科クリニック	西町21番地9	37
	ふとみクリニック	太美町2343番地101	38
歯科診療所	扇谷歯科医院	錦町53番地57 北石狩農業協同組合内	39
	くろさわ歯科クリニック	北栄町39番地4	40
	当別駅前クリニック田西歯科	園生711番地	41
	当別ファミリー歯科	白樺町5番地24	42
	ハート歯科	太美町1473番地12	43
	ふとみ歯科クリニック	太美町1695番地188	44
	北海道医療大学歯科クリニック	金沢1757番地	45

【施設位置図（本町市街地・太美町市街地・当別町広域）】

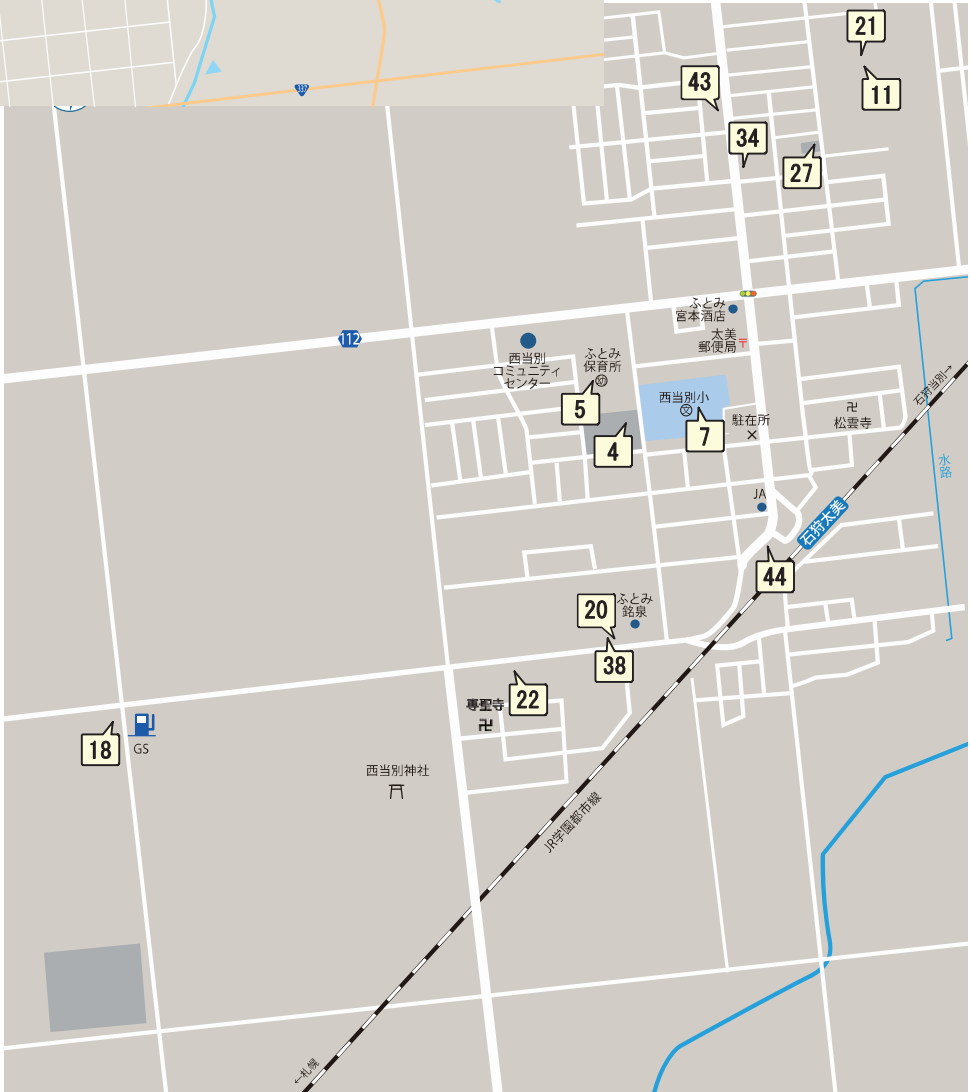
本町市街地



当別町広域



太美町市街地



用語説明

- **共生型地域福祉ターミナル**

ボランティアセンター事業や介護予防ボランティアなどのコーディネート事業などをおこなう拠点。地域住民が福祉を身近に感じることができるよう、自由に活用できる多目的スペースや会議スペースも設置

- **共生型コミュニティ農園**

認知症の有無に関係なく高齢者が自らの経験を生かして就労できる農園を軸に、そこで採れた食材を活用した障がい者の就労の場としてのコミュニティレストランや交流スペースを併設した拠点

- **子どもプレイハウス**

共働き家庭などの小学生に対し、放課後などにおける健全で安全な生活環境を確保することで、健やかな発達の助長を目的とする施設

- **子ども発達支援センター**

運動やことば、コミュニケーションなどの発達が気になる子どもやその家族の相談を受け、個々の発達に応じた適切な支援を行うための施設

- **地域包括支援センター**

保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員などの専門職が、高齢者への総合的な支援をおこない、介護をはじめ、福祉、医療などさまざまな面から支える役割を担う機関

- **シルバー人材センター**

労働意欲を持つ高齢者（おおむね60歳以上）に対して、地域社会の臨時的・短期的な仕事の就業機会を確保・提供する公益法人

- **障がい者総合相談支援センター**

障がい者やその家族のための必要な援助や専門機関の情報提供などをおこなう、障がい者の相談支援の役割を担う機関



第3章

計画の理念と目標

1 計画の基本理念

町では、第1期及び第2期の計画における基本理念を「福祉文化をはぐくむまち当別町」として掲げ、町に住む全ての人にとって福祉が、身の回りに当たり前存在し、実感されるものとなり、町の誇れる文化として育てることを目指し、福祉のまちづくりを進めてきました。

一方、少子高齢化や人口減少がますます進むなか、地域存続への危機感が高まってきており、また、地域での福祉課題も複雑化・複合化が顕著となるなか、公的な支援体制のみならず、地域が互いにこの課題を「我が事」と捉え、積極的な取組みを広げていくことが求められています。

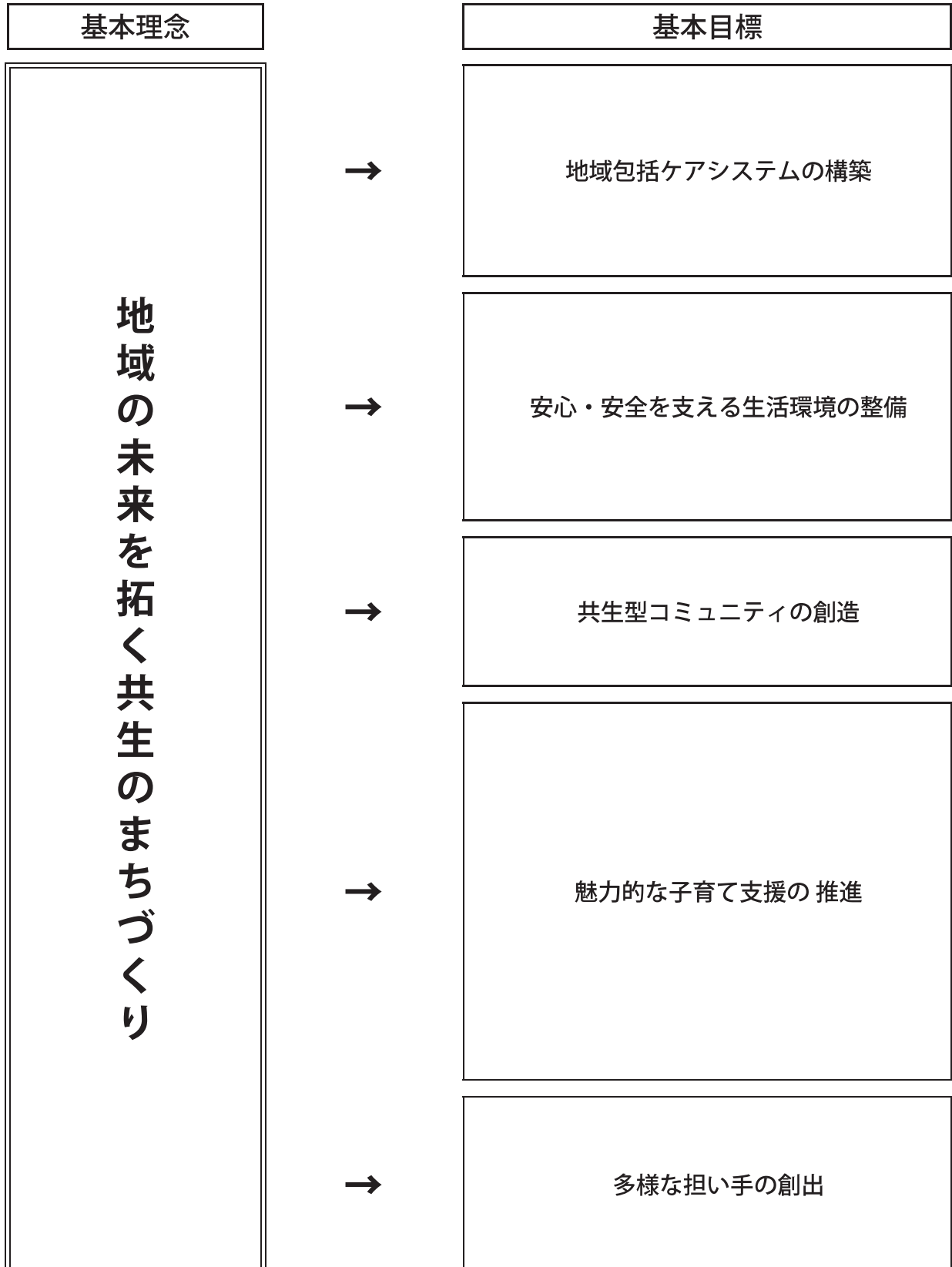
この様な地域を取り巻く状況を踏まえ、本計画では、これまでの計画の精神を継承しつつ、以前から町の福祉施策を進めるうえでの柱・キーワードとしてきている、子どもから高齢者まで、障がいの有無に関わらず、あらゆる人が支え、支えられ、いつまでも住み続けられる「共生のまちづくり」を基本理念として掲げ、地域の未来を見据えた福祉のまちづくりを推進していきます。

基本理念 地域の未来を拓く共生のまちづくり



2 計画の基本目標と施策の展開

施策の体系図



実践目標	個別施策
1. 安心して暮らすための包括的支援体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> (1) ワンストップ型相談体制の強化 (2) 相談拠点の利用と創出 (3) 権利を守るシステムづくり (4) 地域医療・訪問診療の充実 (5) 相談機関と地域との連携強化
2. 健康寿命の延伸を目指した取組みの強化	<ul style="list-style-type: none"> (1) 主体的な健康づくりと介護予防の充実 (2) 関心の低い方でも健康づくりに関われるしくみづくり
1. 新たな生活サービスと住環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> (1) 生活を支えるサービスの開発 (2) 住み続けられる住まいのあり方の検討
2. 生活における利便性の向上	<ul style="list-style-type: none"> (1) 社会参加などを促進する移動手段の確保・充実 (2) いつまでも住み続けられる冬の住環境への支援 (3) 福祉マップによる情報提供の取組み
3. 緊急時・防災への対策の向上	<ul style="list-style-type: none"> (1) 緊急時の支援体制の充実 (2) 災害時要配慮者への支援体制の整備
1. 地域コミュニティ活動の活性化	<ul style="list-style-type: none"> (1) 町内会活動などへの支援 (2) 地域コミュニティの中からの要支援者の発見
2. あらゆる住民の相互交流の推進	<ul style="list-style-type: none"> (1) 大学生、団塊世代などの人的資源を活かしたシステム構築 (2) さまざまな人が交流できるしくみづくり (3) 地域交流を推進するサロンづくり
1. ライフステージに応じた支援の強化	<ul style="list-style-type: none"> (1) 妊娠・出産・子育て相談支援の強化 (2) 保育所等利用者負担額の無償化 (3) 地域との協働による子育て支援 (4) 連携による教育の充実 (5) 子どもプレイハウスの充実 (6) ニーズに応じたファミリー・サポート・システムの充実
2. 子どもへの保健・医療サポートの充実	<ul style="list-style-type: none"> (1) 「むし歯ゼロプロジェクト」の構築 (2) 健やかに産み育てるための医療への支援 (3) 病児保育への取組み
3. 魅力的な子育て環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> (1) 子育て世帯の住宅取得促進への支援 (2) 子育てガイドブックの充実 (3) 親子で楽しめる公園などの環境整備 (4) 地域に根ざした子育て支援施策の展開
1. 地域活動・ボランティア活動のさらなる活性化	<ul style="list-style-type: none"> (1) ボランティア、自主サークルなどの育成・支援 (2) 担い手を繋ぐしくみづくり (3) 有償ボランティア制度の拡充と新たな担い手づくり
2. あらゆる住民が役割を持ち活躍できる場の構築	<ul style="list-style-type: none"> (1) 自立に向けた就労支援と活躍の場の推進 (2) 共生型の視点に立った活躍の場の創出 (3) あらゆる住民が活躍するためのしくみづくり

基本目標 1 地域包括ケアシステムの構築

多くの人は、住み慣れた地域で、安心して、日常生活を過ごすことを望んでいます。現在、慢性疾患を持つ人や要介護者などの、在宅を含む長期の療養を必要とする人が増加している状況から、できる限り住み慣れた地域での生活を継続できるようなくみづくりが求められています。また、高齢者人口のさらなる増加などにより、認知症となる人も増加していくことから、早い段階で見守りに繋げていくしくみづくりや、きめ細かな医療と介護の連携が重要となっています。

地域で自立して暮らし続けるためには、支援が必要な方が自分に合った福祉サービスを主体的に選択することができ、さまざまな福祉サービスを提供する事業者などへ適切に繋がっていけることが必要です。困ったときに気軽に相談ができ、適切な福祉サービスが利用できるよう、提供体制の整備や相談体制の充実、きめ細かな情報提供などをさらに進めていきます。

病気の予防や重症化を防ぎながら、いつまでも自分らしい生活を送るためには、自らの心身の状態を知り、状況に応じて生活習慣を改善し「健康寿命」を伸ばしていくことが重要となります。また、地域全体で住民の主体的な健康づくりや介護予防への取組みを進めることにより、さまざまな活動への参加などで相互交流をすることが、身体だけではなくこころの健康にも重要であることも分かってきています。「健康寿命」の延伸や、生涯を通じた健康づくりをさらに推進していきます。

これらのことを踏まえ、可能な限り住みなれた地域で自立した日常生活を過ごすことができるよう、一人ひとりのニーズに応じた、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを切れ目なく提供し地域全体で支えていく仕組みとして、「地域包括ケアシステム」の確立を目指します。

◎アンケート結果から（導き出された分析）

- ・連携による医療と保健、福祉の取組みは、「共生のまちづくり」への総合的な満足度へ影響が非常に強く、必須の項目と考えられます。
- ・連携による医療と保健、福祉の取組みを考えるうえで、包括的な支援体制への充実した取組みが望まれており、満足度をより上げることに繋がると考えられます。
- ・また、健康や予防への取組みについては、継続し、さらに活性化することで、満足度を安定的に押し上げることができる項目と考えられます。

実践目標

① 安心して暮らすための包括的支援体制の構築

・ワンストップ型相談体制の強化

住民が抱える問題は多様化しており、その内容が複数の福祉行政領域にまたがるようなケースも少なくないため、保健・医療・福祉の各関連部門が保有する情報をできる限り共有化・一元化し、より総合的で幅広い情報提供や対応が可能な体制を構築するとともに、利用者にとってわかりやすい情報提供のあり方を工夫します。また、複合的な相談に対しても支援がスムーズに行えるワンストップ型窓口体制の整備を検討します。

・相談拠点の利用と創出

共生型地域福祉ターミナルなど、地域福祉の拠点について住民へさらなる周知をおこなうとともに、より住民が利用しやすいしくみづくりに努めます。また、「集う場所」を活動・相談拠点とし、認知症や障がいなどの福祉に関する情報や健康づくりに関する情報を提供し、健康づくり活動などを実施するとともに、支援を必要とする方をスムーズに把握できるような体制づくりを進め、特に西当別地区への相談拠点の導入について、検討を進めます。

・権利を守るシステムづくり

高齢者や障がい者などの不安を解消し、自立して生活できるように、地域包括支援センターや障がい者総合相談支援センターなどで相談・支援を実施するとともに、成年後見などの問題に総合的に対応できる拠点の設置について、ワンストップ型窓口体制の整備とあわせて、検討を進めます。また、社会福祉協議会を窓口とした日常生活自立支援事業を推進し、法人後見の実施に向けた取り組みを進めます。

・地域医療・訪問診療の充実

住民にとって身近な生活圏において医療が受けられるように、医師会などと協働しながら地域医療の充実に努めるとともに、終末期の在宅ケアなどが行えるように医療連携を図ります。また、予防から治療まで、適切な医療を受けるために、かかりつけ医を持つことやお薬手帳の活用について普及するとともに、救急医療情報や相談先の周知に努めます。

・相談機関と地域との連携強化

地域の見守りにより、認知症高齢者、ひきこもり、虐待などの見えない要支援者の情報を、地域から関係機関へ適切に繋げていくため、民生委員・児童委員、福祉委員など、地域との連携を強化するとともに、地域での支援が継続されるよう、さまざまな交流機会を活用し、誰もが安心・安全に暮らすという目標の共有を進めます。

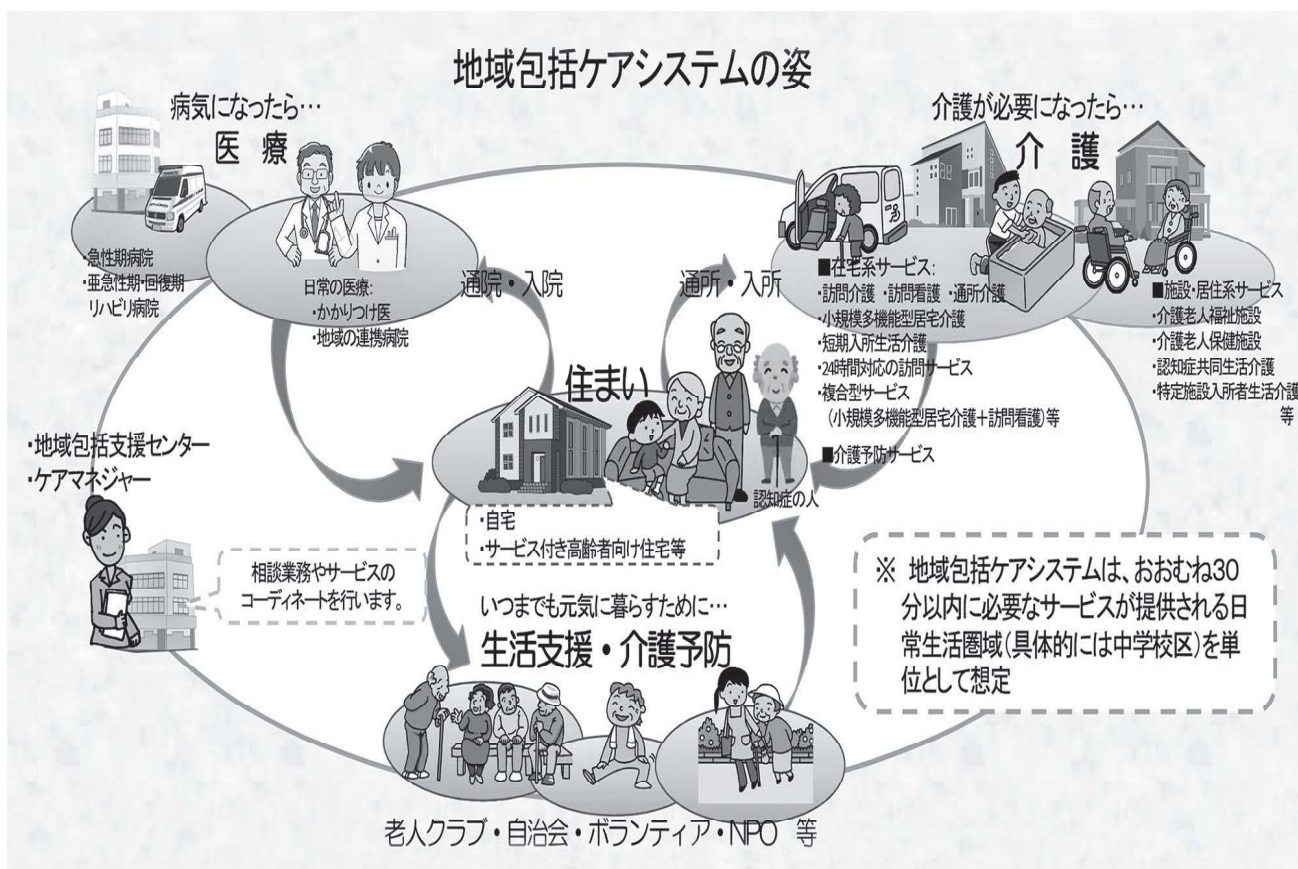
② 健康寿命の延伸を目指した取組みの強化

・主体的な健康づくりと介護予防の充実

住民一人ひとりが「自分の健康は自分でつくる」ということを実践できるように、保健・医療機関などの関係団体や住民が連携し、地域全体で環境の整備を図ります。中学生や20代・30代の若年期から生活習慣病予防について啓発し、がん検診や特定健康診査受診による早期発見・早期治療や、健康な生活習慣への関心を深め、健康づくりに取り組めるよう強化します。また、介護予防を目的として町と北海道医療大学が協働で作成し、大学生を指導役とした「どうべつシャッキリ体操」の高齢者クラブへの普及など、住民の主体的な取組みを支援し、人と人の繋がりを通じ地域の中に新たな活動の場が創出されるよう、介護予防事業を推進します。

・関心の低い方でも健康づくりに関われるしくみづくり

自分自身の健康づくりに関心が低い「健康無関心層」も含めて健康づくりを実践し、継続していけるようにすることが課題であり、健康づくりに関する取組みでポイントがたまる「健康マイレージ」を新たに実施するとともに、健康運動を推進するためのウォーキングコース「すこやかロード」の実施などを検討します。また、保健推進員や食生活改善協議会などにより、町内会など身近な場所での健康情報の普及を推進します。



資料：平成25年3月 地域包括ケア研究会 地域包括ケアシステムを構築するための制度論等に関する調査研究事業報告書より

※ 今後、本計画に基づき、当別町の状況に相応しい「地域包括ケアシステム」について検討を進め、体制の確立を目指します。

用語説明

- **協働**

共通の目的を実現するために、地域住民、事業者、関係団体、行政など、異なる性格を持つ組織などが、お互いの特性や能力を活かしながら、対等の立場で協力し合うこと。

- **健康寿命**

介護を受けたり寝たきりになったりせず、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間

- **成年後見（制度）**

認知症の高齢者や障がい者など、判断能力が十分では無い人の財産管理や福祉サービスの利用契約などの法的な手続きについて、家庭裁判所から選任された後見人等（成年後見人・保佐人・補助人）が代わって支援する制度

- **法人後見**

社会福祉法人やNPOなどの法人が後見人等として、家族や弁護士などが個人で後見人等に就任した場合と同様に、判断能力が十分では無い人に代わって支援すること。

- **日常生活自立支援事業**

認知症や障がいなどで、判断能力が不十分であるが契約能力がある場合に、日常の金銭管理や福祉サービスの利用手続きなどを支援する事業

- **在宅ケア**

介護を必要とする高齢者や障がい者など、援助を必要とする人に対して、施設に入所せず、在宅のままで福祉・医療サービスを提供すること。

- **かかりつけ医**

日常的な診療や健康管理、病状に応じた適切な医療機関への紹介などをおこなう身近な地域の医者

- **生活習慣病**

糖尿病、高血圧症、内臓脂肪型肥満（メタボリックシンドローム）、心臓病、脳卒中など、食生活や運動習慣、休養、喫煙、飲酒などの生活習慣によって引き起こされる病気の総称

- **特定健康診査**

医療保険に加入している40歳から75歳未満の人を対象とする、内臓脂肪型肥満（メタボリックシンドローム）に着目した生活習慣病予防のための健康診査のこと。



基本目標 2 安心・安全を支える生活環境の整備

住み慣れた地域に、いつまでも住み続けたいと思うのは、誰もが持つ願いです。

高齢者や障がい者が住み慣れた地域で安心して生活していくためには、福祉サービスの充実のみならず、住環境が暮らしやすいものであること、買い物や通院など外出時の移動手段が確保されていること、また、身体的負担の大きい除雪への支援など、生活環境の整備を図ることが必要であり、特にひとり暮らしの高齢者などにとっては、日常の不便が可能な限り解消される支援体制が必要です。

既存の福祉サービスや地域の社会資源を有効に活用することが重要であり、多様化する福祉ニーズに応え、柔軟な視点を持ちながら必要なサービスを調整し、制度化していく取組みを進めていきます。

また、誰もがまちの中で不自由なく社会生活が営めるように、行政と民間が連携したバリアフリーやユニバーサルデザインのまちづくりを推進するとともに、効果的な情報提供に努めます。

近年、地域との繋がりもなく、住居内で誰にも看取られずに亡くなる孤立死が全国的な社会問題となっており、また、地震や局地的な異常気象などによる災害の発生により、緊急避難をしなければならない事例も多くなっています。

孤立死の防止や災害での救助などにおいて、多くの人々が地域の人達の助け合いにより発見され、救われており、これは、普段のご近所づきあいや見守りが、いかに重要であることを示しています。安心・安全に暮らせる環境の整備、地域における見守りネットワークの構築をさらに進め、災害時などにおいても地域で助け合いがスムーズに行える支援のしくみづくりを推進していきます。

高齢になっても障がいがあっても住み慣れた地域でより良く暮らせるように、さまざまな局面で支えるしくみを強化していきます。

◎アンケート結果から（導き出された分析）

- ・暮らしやすさ、生活環境についての取組みは、「共生のまちづくり」への総合的な満足度への影響を踏まえると、漏れなく推進することが求められている項目と考えられます。
- ・暮らしやすさ、生活環境についての取組みを考えるうえで、住環境、生活サービスや緊急時・防災への対策については、漏れなく安定的な取組みが望まれており、満足度を押し上げることができる項目と考えられます。
- ・また、交通の便や除雪など利便性向上への項目については、この取組みを拡充することで、満足度を大きく上げる魅力項目と考えられます。

実践目標

① 新たな生活サービスと住環境の整備

・生活を支えるサービスの開発

食事の支度が困難な世帯へのボランティアによる栄養バランスの摂れた食事・乳酸菌飲料の宅配や声かけ・安否確認など、状況に応じて、ひとり暮らし高齢者等を支援します。新たな取組みとして、買い物に出向くことが困難な世帯を対象に、ボランティアが訪問して食品などを注文し、注文を受けた商店が配達をおこなう「買物支援事業」と既存の福祉制度の対象となりづらい電球の交換やゴミ出しなどを支える「地域生活サポーター活動支援事業」を実施するため、有償ボランティアの養成と活動のしくみづくりを推進します。

・住み続けられる住まいのあり方の検討

誰もが住み慣れた地域でいつまでも住み続けることができるよう、空き家・アパートや空き店舗などの有効活用も踏まえて、高齢者や障がい者、子育て世代、大学生などの住まいのあり方について検討します。また、これらの方々が協働で共に支えながら生活できる「シェアハウス」のような暮らしの構築について検討します。

② 生活における利便性の向上

・社会参加などを促進する移動手段の確保・充実

高齢者、障がい者、妊婦などの移送ニーズを把握し、日常生活を送るうえで支障がないように移動手段の確保ができるような、デマンドバスによる移動支援などのあり方について、住民が使用しやすいシステムとなるよう検討を進めるとともに、太美町市街地等を運行する路線を新たに導入するなど、更なる利便性の向上に努めます。また、福祉有償運送を実施する事業所の必要性や実施に伴う安全、利用者の利便性の確保についての協議や、移動に支援が必要な方の通院や社会参加などのための移送サービスの充実について検討します。

・いつまでも住み続けられる冬の住環境への支援

冬場の降雪による生活環境の変化に対して、地域とともに、高齢者や障がい者でも暮らしやすい環境となるよう、既存の除雪サービスや除雪ボランティアなどを安定的に提供するとともに、安心・安全に暮らせる冬の住環境のあり方について、研究を進めます。

・福祉マップによる情報提供の取組み

当事者や関係機関・団体により構成される障がい者地域自立支援協議会において、町内におけるバリアフリーなどの情報を収集して福祉マップを作成し、町ホームページ等での情報提供を取り進めます。

③ 緊急時・防災への対策の向上

・緊急時の支援体制の充実

日常生活の中で緊急時に対応できるように、救急医療情報キットの全戸配布や高齢者緊急通報装置の利用の促進と制度周知の強化を図ります。また、社会福祉協議会を中心とした孤立死防止のための「どうべつ見守り安心センター事業」や、徘徊する認知症の方などを捜索する「SOSネットワーク事業」について、関係機関や住民などとのネットワークを緊密にするとともに、これらの事業の重要性について、さらなる周知を進めます。

・災害時要配慮者への支援体制の整備

災害時に配慮を必要とする方の情報を整理するとともに、個人情報の問題に対しては十分配慮した中で、関係機関・団体との共有体制のあり方について整備します。また、災害時の要配慮者の避難について、「避難支援プラン」や「災害時要配慮者支援マニュアル」などの計画を策定し、「地域福祉支援台帳」を活用して地域との協働による避難支援体制を整え、災害時には、効率よくボランティアの受け入れなどができるよう、社会福祉協議会を中心とした災害ボランティアセンター設置に向けた体制づくりを進めます。



用語説明

- **バリアフリー**

建築物などにおいて、段差の解消や手すりの設置などをおこない、生活上の障壁を取り除くこと。広い意味では、高齢者や障がい者だけでなく、すべての人にとって日常生活の中で存在するあらゆる障壁、偏見などを取り除くこと。

- **ユニバーサルデザイン**

高齢者や障がい者のみならず、すべての人にとって使いやすいように、はじめから意図して製品・情報・環境をデザインすること。

- **有償ボランティア**

ボランティア活動をおこない、実費や交通費、少額の謝礼を受け取るボランティアの形態

- **シェアハウス**

複数人で1戸建て住居を賃貸し、自分の個室以外の台所や風呂、トイレなどを共同で利用する居住形態のこと。

- **デマンドバス**

定まった路線を走るのではなく、利用者の呼出しに応じることにより適宜ルートを変えて運行されるバス

- **福祉有償運送**

単独で公共交通機関を利用することが困難な介護を必要とする高齢者や障がい者などを、社会福祉法人やNPOなどの法人が、所有する自家用自動車を使用して有償で移送するサービス

- **とうべつ見守り安心センター**

孤立死を未然に防ぐため、地域住民の異変を発見した協力関係機関などから社会福祉協議会が情報を入手し、速やかに状況確認と必要な支援をおこなう取組み

- **SOSネットワーク**

徘徊などで行方不明となった認知症の方などを、協力関係機関が連携して、速やかに発見・保護し、また、各種相談や必要なサービスの紹介をおこなう取組み

- **避難支援プラン**

関係機関・団体、地域などが連携しあい、災害時に配慮が必要となる方（要配慮者）の支援に的確かつ迅速に取り組めるよう、基本的な取組方針を定める計画（全体計画）。また、要配慮者のうち、災害時の避難に特に支援を必要とする方（避難行動要支援者）の具体的な避難方法などを、平常時から地域の支援者と共有し、支援体制を図る計画（個別計画）

- **災害時要配慮者支援マニュアル**

避難支援プランの個別計画の作成やその避難行動要支援者への支援が円滑に実施されるよう、その具体的方法などを示すもの

- **地域福祉支援台帳**

災害等の発生時における支援活動と平常時の見守りの体制づくりを図るため、本人同意に基づき、町が保有している個人情報登録し、関係機関等への提供をおこなう台帳

- **災害ボランティアセンター**

災害時に被災地に設置され、被災者のニーズ把握やボランティアの受入れをおこなうなど、ボランティア活動を円滑に進めるための拠点

基本目標3 共生型コミュニティの創造

現在、少子高齢化や核家族化が進み、町内会に入らない世帯や地域の交流に参加しない人が増えるなど、地域の繋がりが以前と比べて希薄化しつつあり、町内会の活動や、民生委員・児童委員、福祉委員の活動にも支障をきたす恐れがでてきており、また、町内会役員などの地域活動を支援する担い手の不足が深刻な問題となっています。

「地域福祉」の重要な基盤は、生活に困りごとが生じたときなどに、身近な住民同士が、支え・支えられるというお互い様の意識のもと、助けあい、見守ることができる地域のコミュニティの働きであり、そのコミュニティの働きを高めていくためには、さりげない日常の会話や、ご近所づきあいのきっかけを与えてくれる交流の場をつくっていくことなどが重要です。町内会はもとより、社会福祉協議会や地域包括支援センターなどの関係機関がさらに連携し、身近な地域でお互いの顔がみえる関係づくりを進めていきます。

また、年齢や性別、障がいの有無などに関わらず、地域住民相互の連帯やこころの繋がりを築いていくことも必要です。交流の場づくりはもとより、住民一人ひとりの福祉に対する意識を育てることで、誰もが孤立せずに、あらゆる人が支え、支えられ、いつまでも住み続けられる「共生のまちづくり」を進めていきます。

◎アンケート結果から（導き出された分析）

- ・助け合い、共生のコミュニティについての取組みは、「共生のまちづくり」への総合的な満足度へ影響を踏まえると、安定的に推進することが求められている項目と考えられます。
- ・助け合い、共生のコミュニティについての取組みを考えるうえで、町内会などの地域コミュニティ活動や、住民の相互交流、世代間交流などの取組みについては、満足度を安定的に押し上げるためには、継続的な取組みを続け、拡充をすることが求められています。



実践目標

① 地域コミュニティ活動の活性化

・町内会活動などへの支援

町内会における連携を促進するなど、困っている人を周りの人がみんなで支え合い、助け合う、地域の実情に沿った見守りや町内会活動となるよう、社会福祉協議会による地域支え合い活動（小地域ネットワーク活動）事業などにより支援します。また、地域福祉をテーマにした「地域福祉町民セミナー」などを通じ、向こう三軒両隣といったご近所同士、隣同士の住民による見守りや、地域で支えることについて意識啓発を図るとともに、町内会役員、民生委員・児童委員などの地域活動を支援する担い手の育成や、そのあり方について研究・協議します。

・地域コミュニティの中からの要支援者の発見

ひきこもり・閉じこもりや、家庭内暴力、虐待など、見えない要支援者を地域コミュニティの中から発見し、要支援者の情報が集まるよう、町内会と各種関係機関・団体との横断的な連携体制づくりを促進します。また、民生委員・児童委員や各町内会に設置された福祉委員などが連携し、ひとり暮らし高齢者などの見守りや安否確認の実施を推進するとともに、平常時の見守り情報である「地域福祉支援台帳」の地域への提供とその活用を推進します。

② あらゆる住民の相互交流の推進

・大学生、団塊世代などの人的資源を活かしたシステム構築

わがまちの重要な福祉資源である北海道医療大学の学生を、ボランティアとして地域活動に参画できるしくみを検討し、地域の活性化を図ります。また、団塊の世代を含め、地域に住む知識や経験などを持った人材の掘り起こしを図り、福祉の各局面で活躍できるしくみづくりに努めます。

・さまざまな人が交流できるしくみづくり

「福祉まつりふれあい広場」の開催など、各世代の人々が、お祭りやイベント等の地域活動やボランティア活動、通いの場などにおいて交流できるしくみをつくることで、高齢者のみならず、子どもや若者、働く世代や主婦、さらには外国人などそれぞれのライフステージにおいて、気軽に地域と関わり合えるネットワークを目指します。また、保育所や幼稚園、小中学校における各種の行事などを通じて、地域の人との交流の場を設け、交流やふれあいを促進します。

・地域交流を推進するサロンづくり

「ふれあい・いきいきサロン」や「ごちゃまぜサロン」、「かすみ草の集い」「友遊会」「認知症ふれあいカフェ」「ねこやなぎの会」「野菊の会」「萌木の会」などの活動をさらに強化・推進を図るとともに、高齢者、障がい者、子育て世代など、当事者同士で相談したり、相互に交流できる場としてのサロンづくりや運営を支援します。

用語説明

- **地域支え合い活動（小地域ネットワーク活動）事業**

町内会などが主体的におこなう支え合い・助け合い活動など、地域の共有課題の解決に向けて新たに取り組む活動に対して、その活動に要する費用に助成する事業

- **団塊世代**

第2次世界大戦後の第一次ベビーブーム期の1947年（昭和22年）から1949年（昭和24年）まで、又はその前後に生まれた世代

- **福祉まつりふれあい広場**

関係団体やボランティア活動のPRの場とノーマライゼーション（障がい者や高齢者などに関わらずあらゆる人が共に住み、生活できるような社会を築くこと）の普及と啓発を目的として、総合保健福祉センターゆとろで開催するイベント

- **ライフステージ**

人間の一生における出生から、就学、就職、結婚、出産、子育て、退職など、人生の節目や年齢にともなって変化する生活段階のこと。



基本目標4 魅力的な子育て支援の推進

保護者の就労形態や生活様式の多様化や核家族化、未婚率の上昇や晩婚化に伴う少子化、さらには仕事と子育ての両立の困難さや経済的な負担感などのさまざまな理由により、子育てに不安や悩みを抱える保護者が増加傾向にあり、多様な子育てに関するニーズが高まっています。身近で利用しやすい相談支援体制の構築をはじめ、総合的な子育て支援施策を展開していく必要があります。

また、保護者が子どもをより健やかに産み育てるために、妊娠期から産後への継続した支援をおこなう必要があります。乳幼児期における疾病や障がいの早期発見・早期療育の充実や、歯や口腔の健康、病児・緊急対応強化などに取り組んでいきます。

近年、全国的にも増加傾向にある児童虐待への対策など、子どものいのちと健やかに育つ権利を守る支援体制が求められています。地域における子育て世代同士の交流や地域における子どもの見守りなどの活動を通じ、地域が一体となり子どもを育てる環境づくりをおこなっていきます。

妊娠・出産から子育てに至るまでの、切れ目のない支援の強化を図り、安心して子どもを産み育てることができるまちづくりに取り組んでいきます。

◎アンケート結果から（導き出された分析）

- ・子育て世代への支援についての取組みは、「共生のまちづくり」への総合的な満足度へ影響を踏まえると、漏れなく充実していくことが求められている項目と考えられます。
- ・子育て世代への支援についての取組みを考えるうえで、教育・保育への取組みについては、継続的な取組みを続け、また充実していくことが満足度の安定的な押し上げに繋がり、子どもへの医療的支援や、子育ての環境づくりの取組みについては、拡充していくことで、満足度を大きく上げるための必須項目と考えられます。

実践目標

① ライフステージに応じた支援の強化

・妊娠・出産・子育て相談支援の強化

健やかに子どもを産み育てるため、子どもやその保護者、妊婦を対象に、身近な場所での相談や情報提供などを実施します。また、乳幼児健康診査により子どもの成長発達を確認し、早期療育や育児支援を図るとともに、子ども発達支援センターなどの各関係機関と連携した切れ目のない支援を推進します。

・保育所等利用者負担額の無償化

子どもたちが等しく集団生活や生活習慣を学び、スムーズな就学に向けた幼児期からの教育活動を推進するとともに、子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、国の進めている幼児教育無償化の段階的取組みも視野に、保育料無償化の実施を検討します。

・地域との協働による子育て支援

就学前の親子を対象に交流事業や子育て相談をおこなう地域子育て支援センターを2か所設置しており、新たに「地域支援事業」を加え、関係機関などの協力を得ながら、地域の高齢者など多世代との連携事業や地域団体との協働による伝統文化事業を実施し、親子の育ちを支援します。

・連携による教育の充実

幼稚園と保育所の機能をあわせ持ち、教育と保育を一体的におこなう認定こども園化や、小学校と中学校の教育課程に一貫性を持たせた「小中一貫教育」を実施します。さらなる子どものスムーズな就学のためには、幼稚園・保育所と小学校の間の連携も必要不可欠であることから、新たな取組みとして「幼・保・小・中」の連携体制の構築を推進し、幼児期から連続性のある教育活動の充実を図ります。また、保護者、地域住民などが学校と連携・協働し、地域とともにある学校づくりを進め、子供たちの学びを充実させていく「コミュニティ・スクール」の導入に向けた取組みを進めます。

・子どもプレイハウスの充実

対象年齢の拡大や開設時間の延長など、子どもプレイハウスの拡充を進めており、保護者が安心して仕事ができる環境づくりの促進と、子どもたちが安全・快適にすごせる施設設備の充実に努めます。また、子どもの健全な育成の推進のため、適切な指導員数の確保及び指導員の研修参加等による質の向上に努め、指導内容の充実を図ります。

・ニーズに応じたファミリー・サポート・システムの充実

地域で子育て世帯を支援するしくみである「ファミリー・サポート・システム」において、協力会員と利用会員との交流事業の開催などにより、会員相互の交流を図ることで、子どもを預け、預かりやすい関係性を構築します。また、利用会員全員に対し、無料利用券の配布など、利用拡大に向けた取組みを実施するとともに、さらなる制度の周知を図ります。

② 子どもへの保健・医療サポートの充実

・「むし歯ゼロプロジェクト」の構築

一人ひとりがセルフケアを身につけることができるよう、むし歯や歯周疾患の予防について、妊娠期からの情報提供を実施します。また、定期的な健診受診による早期発見・早期治療のため、歯科医療機関や北海道医療大学歯学部と連携し、生涯を通じた歯科健診体制づくりを進めます。大人になってからの豊かな生活習慣を獲得するため、子どもの頃からの歯や口腔の健康増進を図ります。

・健やかに産み育てるための医療への支援

妊産婦の心身や経済的負担を軽減し、安心して子どもを産むことができるよう、産科医療機関へ受診する際の交通費の一部を助成します。また、乳幼児等の医療費助成制度を拡充し、子どもの病気の重症化予防、子育て世帯の経済的負担の軽減を図り、「救急診療」「小児救急電話相談」などの医療に関する情報や相談先等の周知、かかりつけ医の必要性や適切な受診について、より効果的な情報提供を実施します。

・病児保育への取組み

病児・病後児の一時的な預かりについて、ファミリー・サポート・システムの活用により対応しており、引き続き安定的に実施していくとともに、継続的なニーズの把握と、支援体制の確保に努めます。

③ 魅力的な子育て環境づくり

・子育て世帯への住宅取得促進の支援

子育て世帯の町内への移住や定住を目的とした住宅取得を促進するため、建築費などへの助成や固定資産税の減免等を検討します。

・子育てガイドブックの充実

子育てをしている保護者目線での情報誌を作成しており、定期的にニーズを把握して掲載内容の更新を図り、より利用されやすい情報誌となるよう努めます。

・親子で楽しめる公園などの環境整備

子どもの心身の健全な成長や親子同士の地域でのコミュニケーションの場として、公園施設の計画的な更新・修繕に努めます。また、図書館のあり方についても、設置の方法やその効果などを含め検討を進めます。

・地域に根ざした子育て支援施策の展開

子育て支援に関する事業の実施にあたり、子育て世代はもとより、今まで子育てをしていた方々や地域の高齢者、地域活動の支援者などからの意見を踏まえ、地域に根ざした子育て支援施策の展開に努めます。

用語説明

- **コミュニティ・スクール**

学校と保護者、地域住民などがともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子どもの豊かな成長を支え、「地域とともにある学校づくり」を進めるしくみ

- **ファミリー・サポート・システム**

地域において子育ての手助けを受けたい人と手助けをしたい人がそれぞれ会員となり、地域で子育てについて助け合うしくみ

- **かかりつけ医**

日常的な診療や健康管理などをおこなってくれる身近な地域の医者

- **病児（病後児）保育**

保護者などが勤務等の都合により自ら看病などをおこなうことが困難なときに、病氣中や病氣の回復期にある子どもを一時預かりすること。



基本目標5 多様な担い手の創出

多くの人は、尊厳といきがいを持ち、幸せで自立した生活を送ることを望んでいます。また、高齢者や障がいのある方でも、何らかのかたちで、担い手として活動に参加したいと考えている人や、社会貢献したいと考えている人も数多くいます。

ボランティアの活動は、単に誰かを支援をするということだけではなく、自分にとっても人との交流の機会をつくり、いきがいの発見にも繋がることとなります。また、このような社会参加は、共に地域を創っていくという考えのもと、まちづくりへの協働という、大きな社会的意味を持つものであることから、ボランティアの育成強化やボランティア活動の活性化を目指し、さらなる取組みを進めていきます。

少子高齢・人口減少社会により、地域経済や地域の産業が衰退していく一方で、働くことや地域で活躍していくことに結びついていない障がい者や高齢者、生活困窮者が少なからず地域には存在しています。このような人たちが社会保障の受益者ではなく、地域のさまざまな領域での担い手として活躍することは地域振興に資することはもとより、一人ひとりの自立支援にも繋がることから、そのような取組みを支援していきます。

さまざまな生活上の困難を抱えながらも、持っている力を活かして「支える側」となり活躍できる場を構築していくことにより、一人ひとりが役割や生きがいを持ち、地域の中で自尊心を高められることを目指していきます。

慢性的な人材不足に悩む福祉現場の人材確保を推進していくために、情報の一元化や長時間労働は難しいものの短時間労働であれば可能な人たちが携われるしくみについて検討することにより、こうした課題を解決していくためのアプローチと住民の地域福祉力を強化していきます。

年齢や性別、障がいの有無などに関わらず、誰もがができることに取り組んで活躍できる活性化された地域を目指し、地域、行政、関係機関・団体などが一体となった取組みをさらに強化し、支援の輪を広げていきます。

◎アンケート結果から（導き出された分析）

- ・地域課題を解決する担い手をつくるための取組みについては、「共生のまちづくり」への総合的な満足度へ影響を踏まえると、十分な取組みが必要な項目と考えられます。
- ・地域課題を解決する担い手をつくるための取組みを考えるうえで、地域活動・ボランティア活動への取組みについては、さらなる活性化により「共生のまちづくり」への満足度を大きく上げる魅力項目と考えられます。
- ・また、就労など、多様な人材が活躍できる場をつくる取組みについては、充実していくことが満足度の安定的な押し上げに繋がるものと考えられます。

実践目標

① 地域活動・ボランティア活動のさらなる活性化

・ボランティア、自主サークルなどの育成・支援

ボランティア団体や北海道医療大学の学生ボランティア、自主サークルなどの各団体の横の繋がりを強化するとともに、参加者が増加するよう広報などの活動を促進し、組織強化の支援を図ります。また、ボランティア活動の楽しさを知ってもらい、ボランティアへの参加が少ない年代・性別の方が無理せずに参加できるような環境づくりを推進します。また、ボランティアセンターなどにおいて、ボランティアの育成と活動の推進にさらに力を入れて取り組めます。

・担い手を繋ぐしくみづくり

地域の福祉活動やボランティア活動のさらなる活性化に向け、活動したいと考えている人（担い手）と、担い手を必要とする地域や各種団体などを結びつけるしくみを検討し、お互いが支え合う地域づくりを進めます。

・有償ボランティア制度の拡充と新たな担い手づくり

「共生型ボランティア養成講座」を経て有償ボランティアの認証を公的におこなうしくみを新たに構築し、有償ボランティア制度を拡充することにより、子育て中の主婦や定期的アルバイト等ができない大学生、高齢者などの新たな地域福祉の担い手を創出するとともに、町のボランティア活動の活性化を図ります。また、新たな視点に立った担い手づくり施策として、大学生の地域福祉活動に単位付与を行うしくみの検討を進めます。

② あらゆる住民が役割を持ち活躍できる場の構築

・自立に向けた就労支援と活躍の場の推進

障がい者や生活困窮者などの自立に向けた意思を尊重し、支援するため、一人ひとりにあった就労の場を創るという発想に立った取り組みを推進します。また、シルバー人材センターにおけるアクティブシニアの知識や技能の活用や、要介護状態になった高齢者の豊かな経験の活用など、認知症や障がいなどがあっても、生きがいをもって活躍できる場の創出をさらに進めます。

・共生型の視点に立った活躍の場の創出

子どもから高齢者、障がい者、生活困窮者などが相互に関わり合う、例えば、障がい者が高齢者を支援し、また、高齢者が子育て支援に携わるなど、それぞれが役割を持ち、地域の担い手となるような場づくりを推進します。

・あらゆる住民が活躍するためのしくみづくり

あらゆる住民が地域の担い手となり、社会貢献できる活躍の場や人材不足に悩む企業の就職などに関する情報などの一元化や、人材確保が困難な福祉現場の求人やボランティア募集と就労支援に関わる関係機関の情報の整理など、効果的かつ効率的な就労支援の在り方について検討します。また、子育てをしている女性や団塊世代の方などが短時間労働として福祉事業に携われるしくみなど、多様な働き方の実現に向けた検討を進め、こうした方々が経験を積みながらキャリアを高め、新たなフィールドで働くことを促進していくための支援についてもあわせて検討します。

用語説明

・ 共生型ボランティア養成講座

地域に埋もれている人的資源を発掘し、見守りや話し相手、外出や家事の支援など、生活支援の担い手となる有償ボランティアを養成する講座

・ アクティブシニア

自分なりの価値観を持ち、定年退職後にも、趣味やさまざまな活動に意欲的な、元気な高齢者



第4章

計画の推進と評価

1 地域住民、関係団体、行政などの協働による計画の推進

地域福祉の推進は、地域を構成する住民、事業者、関係団体、社会福祉協議会、大学、行政などが、地域福祉に対する理解を深め、協働することで実現します。それぞれの組織などが役割を担いながら、有機的に連携し、本計画を推進していくことが重要です。

住民や事業者などの地域福祉に関する活動に対し、その自発性を尊重するとともに、住民が主体的に地域の活動に参加できるよう、さまざまな参加の機会や情報の提供などをおこないます。

さらに、住民、事業者、関係団体などの地域福祉活動や、共生のまちづくりへの参画のしくみづくりを推進するとともに、これらの団体などとの協働・連携体制の強化と、総合的な地域福祉の協議の場の構築を目指していきます。

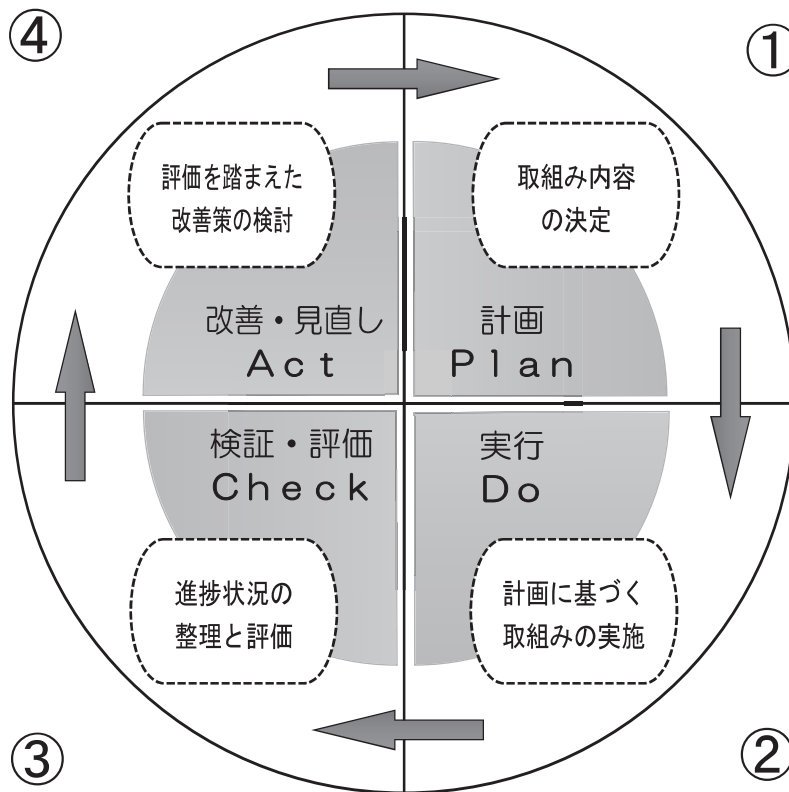
また、本計画や地域福祉についての意識啓発を図るため、各種イベント、セミナー、出前講座などの機会や、広報誌、ホームページなどの多様な媒体を活用して、地域へ周知していきます。



2 計画の評価など

本計画の計画期間は、平成29年度から平成33年度までの5年間ですが、その中で「当別町地域福祉計画策定委員会」が中心となり、各関連計画とも連携を図りながら、本計画の進捗状況の評価をおこなっていきます。

評価の方法については、「PDCAサイクル」の考え方にに基づき、本計画の進捗状況を毎年度委員会にて評価するとともに、必要な見直しをおこない、また、地域福祉を取り巻く環境や制度の変化などに対応するための検討を重ね、次期計画に反映させていきます。



用語説明

・ PDCAサイクル

計画を設定し（Plan）、実行し（Do）、検証及び評価（Check）をおこなうとともに、課題の改善を次の計画に活かして実行する（Act）という工程を繰り返しながら事業を推進していくしくみ



資料編

1) 当別町地域福祉計画策定経過

年月日	内容
平成28年4月1日	委嘱状交付
平成28年5月24日	平成28年度 第1回当別町地域福祉計画策定委員会 ・委員長及び副委員長の互選 ・地域福祉計画策定スケジュール等について
平成28年6月23日	平成28年度 第2回当別町地域福祉計画策定委員会 ・地域福祉計画策定に係るニーズ調査(案)について ・地域福祉計画策定スケジュールについて
平成28年7月19日 ～平成28年7月29日	町内関係団体等へのヒアリング実施
平成28年8月4日	第3期当別町地域福祉計画策定に係る第1回作業部会 ・第3期当別町地域福祉計画の「基本目標(案)」の検討 (ワークショップ形式)
平成28年8月24日	第3期当別町地域福祉計画策定に係る第2回作業部会 ・第3期当別町地域福祉計画の「基本目標(案)」策定作業 (ワークショップ形式)
平成28年8月24日	地域福祉町民セミナー [参加者 118名] ○てい談テーマ:「地域包括ケアシステム」のカタチを再考する～わがまちの「暮らしやすさ」とは?～ ○ワークショップテーマ:わがまちの「暮らしやすさ」とは、何か?
平成28年9月7日	平成28年度 第3回当別町地域福祉計画策定委員会 ・作業部会進捗状況等報告について ・アンケート調査の実施について ・地域福祉町民セミナーの報告について
平成28年9月28日 ～平成28年10月14日	当別町地域福祉計画「共生のまちづくり」のためのアンケート調査実施 ・配布数1,000部 回収数317件 回収率31.7%
平成28年10月25日	第3期当別町地域福祉計画策定に係る第3回作業部会 ・第3期当別町地域福祉計画の「実施目標」検討作業 (ワークショップ形式)
平成28年11月4日	平成28年度 第4回当別町地域福祉計画策定委員会 ・「共生のまちづくり」のためのアンケート調査集計について ・「望ましい理想の状況」等について
平成28年11月9日	第3期当別町地域福祉計画策定に係る第4回作業部会 ・第3期当別町地域福祉計画の「実施目標」及び「計画素案」検討作業 (ワークショップ形式)
平成29年1月23日	平成28年度 第5回当別町地域福祉計画策定委員会 ・第3期当別町地域福祉計画素案について ・第3期当別町地域福祉計画体系図について ・パブリックコメントのスケジュール等について
平成29年2月2日 ～平成29年2月20日	第3期当別町地域福祉計画(素案)について行政組織内の意見照会実施
平成29年2月6日 ～平成29年3月6日	第3期当別町地域福祉計画(素案)についてのパブリックコメント(意見公募)実施
平成29年3月22日	平成28年度 第6回当別町地域福祉計画策定委員会 ・パブリックコメント(意見公募)結果について ・第3期当別町地域福祉計画最終案について ・第3期当別町地域福祉計画の公表スケジュール等について

2) 当別町地域福祉計画策定委員会の設置

この計画の策定にあたり、福祉ニーズを的確に把握し、町民の主体的意見の反映が重要であることから、学識経験者、一般町民、関係町民組織等の代表者11名により構成される策定委員会を設置し、計画の検討を行ってきました。

① 当別町地域福祉計画策定委員会名簿

	氏名	所属	構成
委員長	大原 裕介	北海道医療大学	学識経験者
副委員長	岸田 勤	当別町民生児童委員協議会	福祉関係者
	山本 多鶴子	当別訪問看護ステーション	医療関係者
	佐々木 裕美子	当別町保健推進員	保健関係者
	太田口 亮太	当別町ケアマネージャー連絡協議会	福祉関係者（介護）
	泉亭 俊徳	当別町社会福祉協議会	福祉関係者
	伊藤 新一郎	北星学園大学	福祉関係者（地域福祉）
	小田島 正高	当別町行政推進員連絡協議会	地域住民組織代表
	内海 太郎	当別町商工会	町長が必要と認める者
	佐々木 成尉	当別町PTA連合会	町長が必要と認める者
	明石 実		"町長が必要と認める者（一般公募）"

(任期：平成28年4月1日から平成30年3月31日まで)



② 当別町地域福祉計画策定委員会設置要綱

○当別町地域福祉計画策定委員会設置要綱（平成22年当別町訓令第4号）

（設置）

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づき、当別町地域福祉計画の策定、推進等を図るため、当別町地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 地域福祉計画の策定及び推進に関すること。
- (2) 関係計画との調和及び整合性に関すること。
- (3) その他地域福祉計画に必要な事項に関すること。

（組織）

第3条 委員会は、次に掲げる者から町長が委嘱する14名以内の委員で組織する。

- (1) 医療、保健及び福祉関係者 9名以内
- (2) 地域住民組織の代表者 1名
- (3) 学識経験者 1名
- (4) その他町長が必要と認める者 3名以内

（任期）

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員長及び副委員長は、委員の互選により選任する。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 会議は、委員長が招集する。

- 2 会議の議長は、委員長がこれにあたる。
- 3 委員会は、必要に応じて関係者を出席させ、意見を求めることができる。

（庶務）

第7条 委員会の庶務は、福祉部福祉課において処理する。

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

3) 当別町地域福祉計画ヒアリング調査の実施

当該計画の「基本目標（理想とする状況）」の検討と町民アンケートの調査事項についての素材を広く集めることを目的として、各種関係団体や当事者の方々を対象にインタビュー方式によるヒアリング調査を実施しました。

ヒアリング実施期間	平成 28 年 7 月 19 日～ 8 月 2 日
実施団体等 (グループで実施)	①行政推進員連絡協議会
	②民生児童委員協議会
	③北石狩農協・農協青年部・女性部
	④J C・商工会青年部・女性部
	⑤デイサービス、特養老人ホーム、有料老人ホーム
	⑥介護者と共に歩む会
	⑦高齢者クラブ連合会
	⑧まちの森・ほんにん部会
	⑨ボランティア連絡協議会・団塊世代等ボランティア実践者
	⑩生活就労サポートセンターいしかり
	⑪食生活改善協議会・保健推進員
	⑫医師・病院事務長・地域包括支援センター
	⑬北海道医療大学生
	⑭社会福祉協議会

4) 町民アンケート調査実施

ヒアリング調査で得られた素材を基に選定した共生のまちづくりに関する調査事項について、広く町民の意見を聞き、計画策定に反映するため、20歳以上の町民から無作為に1,000名を対象として選りアンケート調査を実施し、そのうち317名の方から回答がありました。

調査期間	平成28年9月28日～10月14日
配布数	1,000部
回収数	317件
回収率	31.7%

《当別町地域福祉計画「共生のまちづくり」のためのアンケート調査最終報告書より(抜粋)》

【「共生のまちづくり」における満足度・重要度】

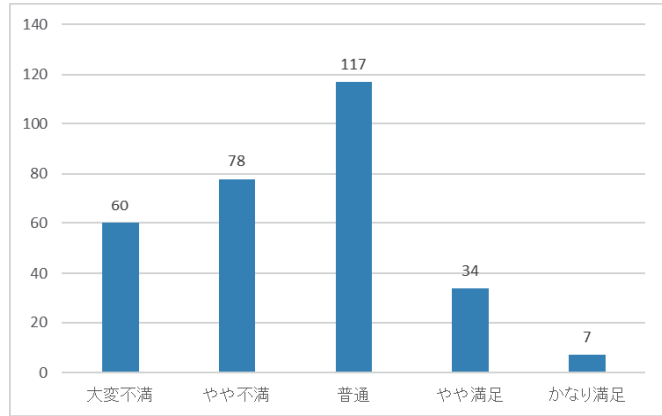
「共生のまちづくり」に関する現状の満足度と今後の重要度についてお伺いした。共生のまちづくりについては、5つの大項目を設定し、それらを構成する要素が3～6項目の小項目から成り立つものとして組み立てている。これを5段階評価で満足度：1大変不満、2やや不満、3普通、4やや満足、5かなり満足、重要度：1全く重要でない、2あまり重要でない、3普通、4やや重要、5かなり重要、として評価して頂いた。また、この5段階評価をスコア化するために、加重平均を算出した。(最低1～平均3～最高5)

【大項目および小項目一覧】

- (1) 暮らしの利便性を高める取組み
 - ① 交通・移動
 - ② 雪対策
 - ③ 住まい対策
- (2) 多様な就労への取組み
 - ① シニア向け
 - ② 母親向け
 - ③ 就労困難者向け(障がい者、生活困窮者等)
- (3) 子育て世代への支援
 - ① 教育・保育面
 - ② 保健・医療面
 - ③ 余暇面
- (4) 連携による医療・福祉的取組み
 - ① 看取り
 - ② 医療
 - ③ 健康・予防への取組み
 - ④ 充実した体制作り
- (5) 助け合いのコミュニティ
 - ① すぐに相談できる体制
 - ② 柔軟・多様な生活支援
 - ③ ボランティアの活性化
 - ④ 世代間交流
 - ⑤ 災害対応
 - ⑥ 福祉教育の推進

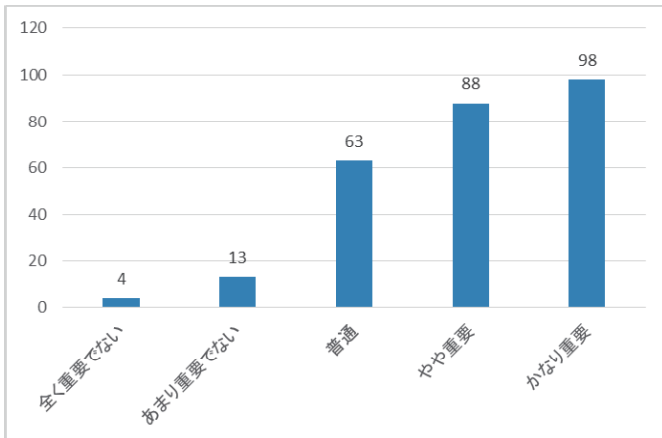
3-1-1交通・移動について満足度

回答	件数	割合
大変不満	60	20%
やや不満	78	27%
普通	117	40%
やや満足	34	11%
かなり満足	7	2%
計	296	100%
加重平均	2.493243	



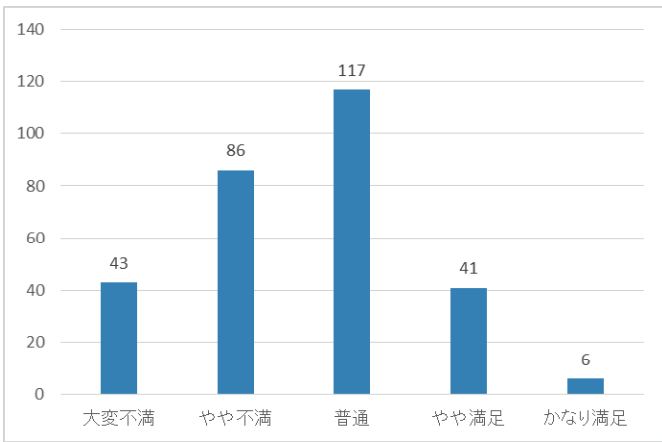
3-1-1交通・移動について重要度

回答	件数	割合
全く重要でない	4	2%
あまり重要でない	13	5%
普通	63	23%
やや重要	88	33%
かなり重要	98	37%
計	266	100%
加重平均	3.988722	



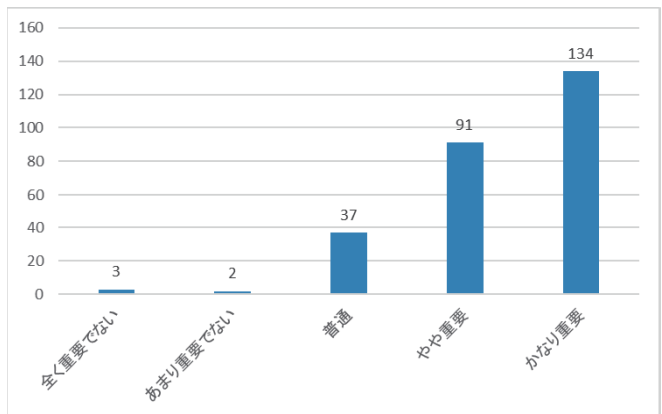
3-1-2雪対策について満足度

回答	件数	割合
大変不満	43	15%
やや不満	86	29%
普通	117	40%
やや満足	41	14%
かなり満足	6	2%
計	293	100%
加重平均	2.593857	



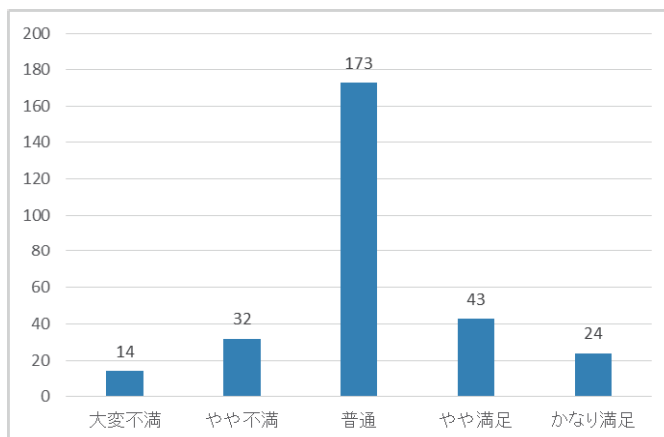
3-1-2雪対策について重要度

回答	件数	割合
全く重要でない	3	1%
あまり重要でない	2	1%
普通	37	14%
やや重要	91	34%
かなり重要	134	50%
計	267	100%
加重平均	4.314607	



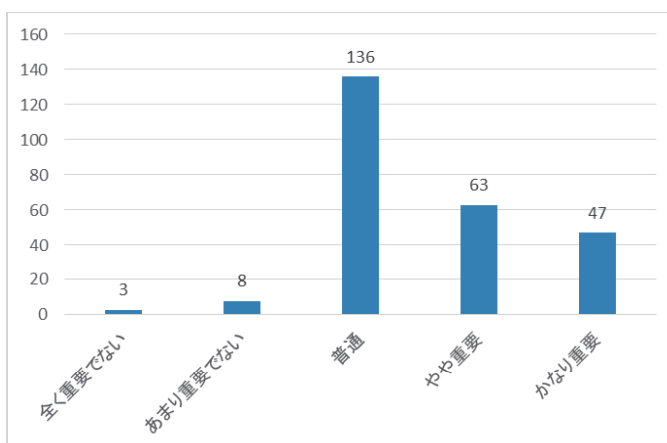
3-1-3住まい対策について満足度

回答	件数	割合
大変不満	14	5%
やや不満	32	11%
普通	173	61%
やや満足	43	15%
かなり満足	24	8%
計	286	100%
加重平均	3.108392	



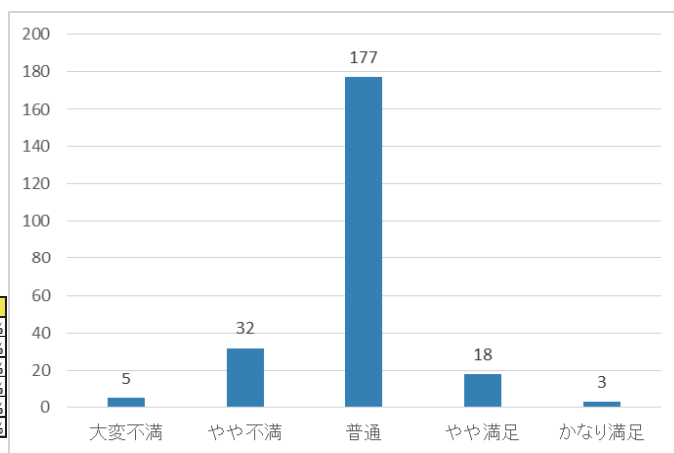
3-1-3住まい対策について重要度

回答	件数	割合
全く重要でない	3	1%
あまり重要でない	8	3%
普通	136	53%
やや重要	63	25%
かなり重要	47	18%
計	257	100%
加重平均	3.55642	



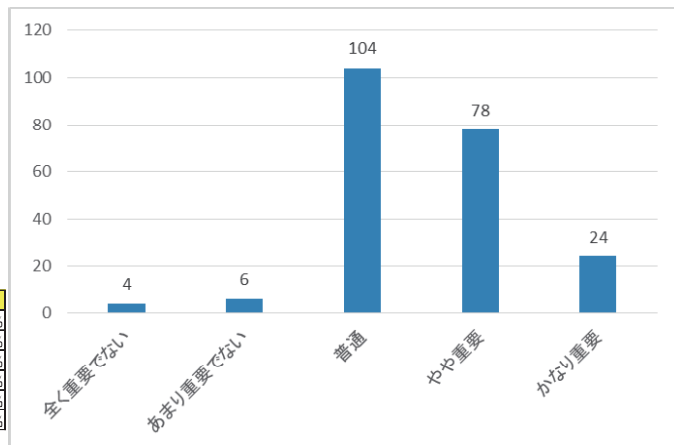
3-2-1シニア向け満足度

回答	件数	割合
大変不満	5	2%
やや不満	32	14%
普通	177	75%
やや満足	18	8%
かなり満足	3	1%
計	235	100%
加重平均	2.923404	



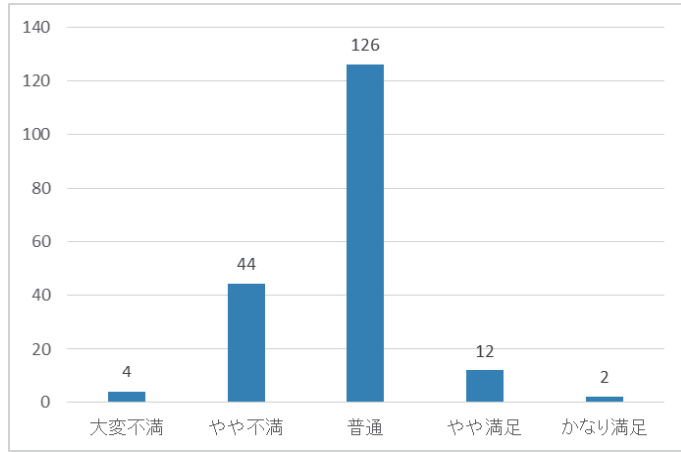
3-2-1シニア向け重要度

回答	件数	割合
全く重要でない	4	2%
あまり重要でない	6	3%
普通	104	48%
やや重要	78	36%
かなり重要	24	11%
計	216	100%
加重平均	3.518519	



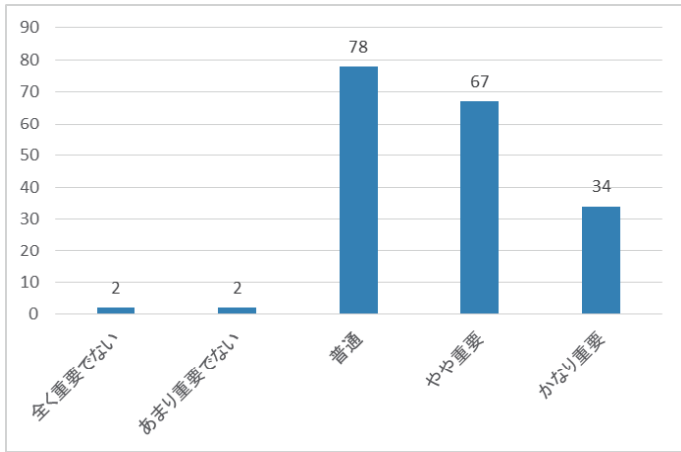
3-2-2母親向け満足度

回答	件数	割合
大変不満	4	2%
やや不満	44	24%
普通	126	67%
やや満足	12	6%
かなり満足	2	1%
計	188	100%
加重平均	2.808511	



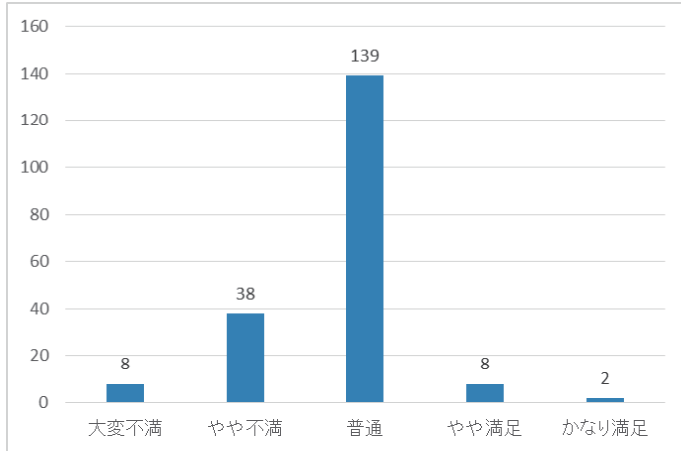
3-2-2母親向け重要度

回答	件数	割合
全く重要でない	2	1%
あまり重要でない	2	1%
普通	78	42%
やや重要	67	37%
かなり重要	34	19%
計	183	100%
加重平均	3.704918	



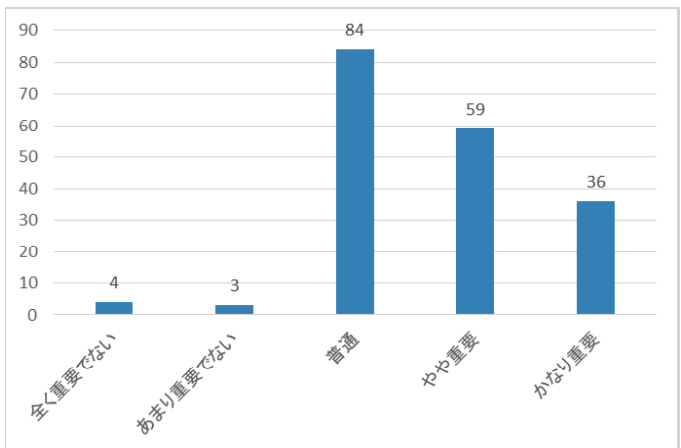
3-2-3就労困難者向け満足度

回答	件数	割合
大変不満	8	4%
やや不満	38	19%
普通	139	72%
やや満足	8	4%
かなり満足	2	1%
計	195	100%
加重平均	2.784615	



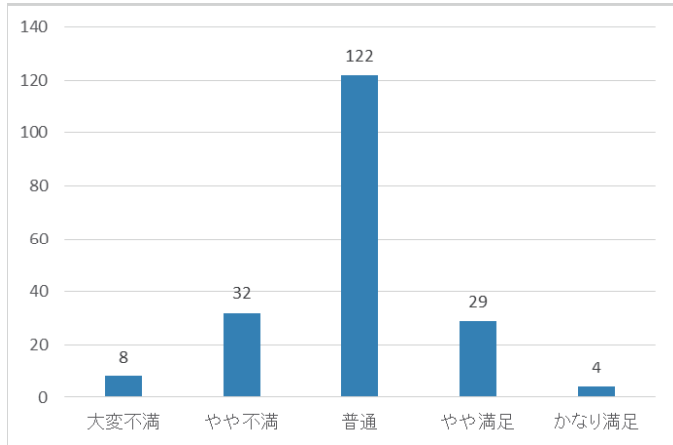
3-2-3就労困難者向け重要度

回答	件数	割合
全く重要でない	4	2%
あまり重要でない	3	2%
普通	84	45%
やや重要	59	32%
かなり重要	36	19%
計	186	100%
加重平均	3.645161	



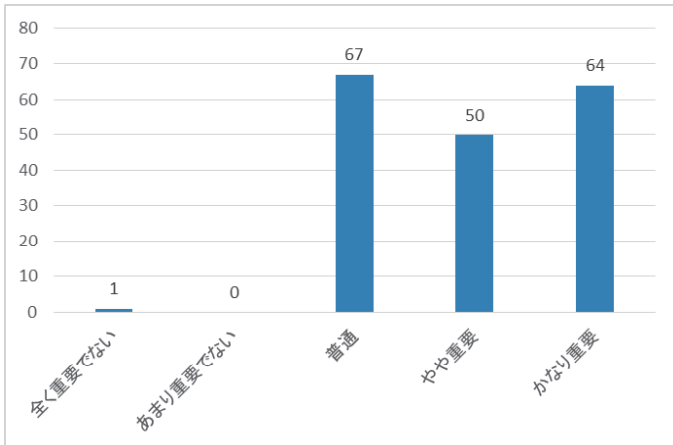
3-3-1教育・保育面での支援満足度

回答	件数	割合
大変不満	8	4%
やや不満	32	16%
普通	122	63%
やや満足	29	15%
かなり満足	4	2%
計	195	100%
加重平均	2.94359	



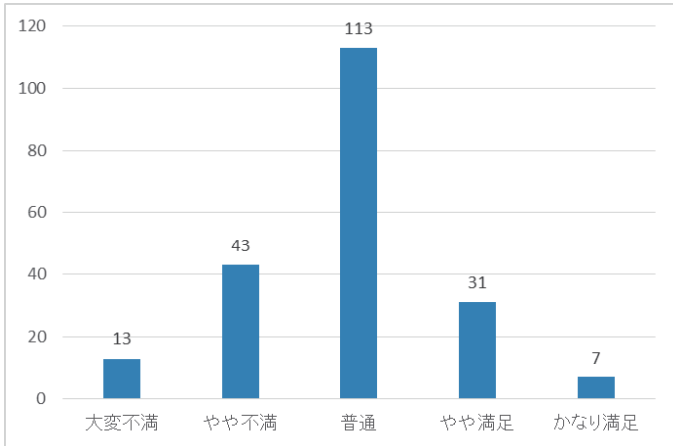
3-3-1教育・保育面での支援重要度

回答	件数	割合
全く重要でない	1	1%
あまり重要でない	0	0%
普通	67	37%
やや重要	50	27%
かなり重要	64	35%
計	182	100%
加重平均	3.967033	



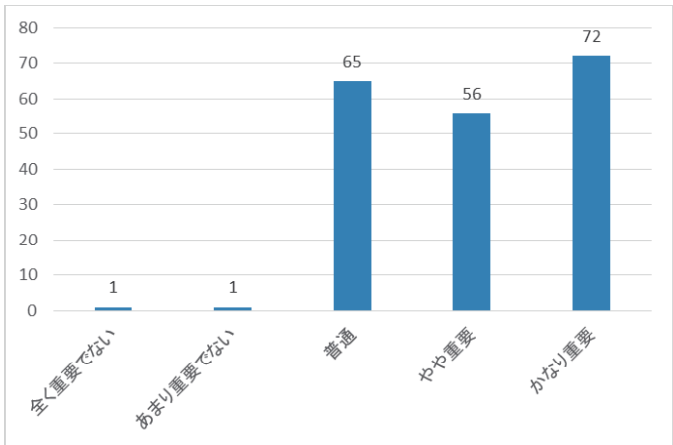
3-3-2保健・医療での支援満足度

回答	件数	割合
大変不満	13	6%
やや不満	43	21%
普通	113	55%
やや満足	31	15%
かなり満足	7	3%
計	207	100%
加重平均	2.884058	



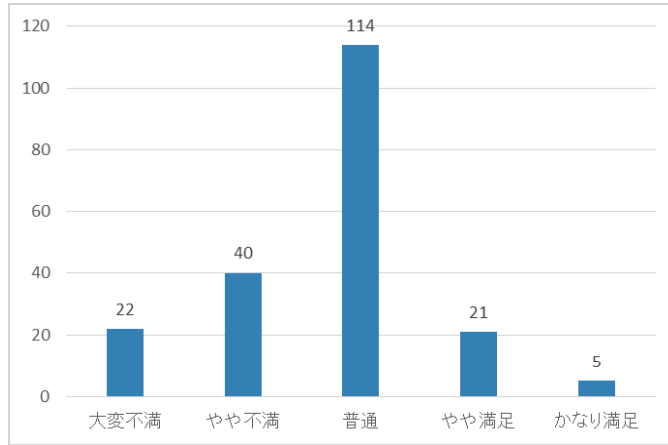
3-3-2保健・医療での支援重要度

回答	件数	割合
全く重要でない	1	1%
あまり重要でない	1	1%
普通	65	33%
やや重要	56	29%
かなり重要	72	36%
計	195	100%
加重平均	4.010256	



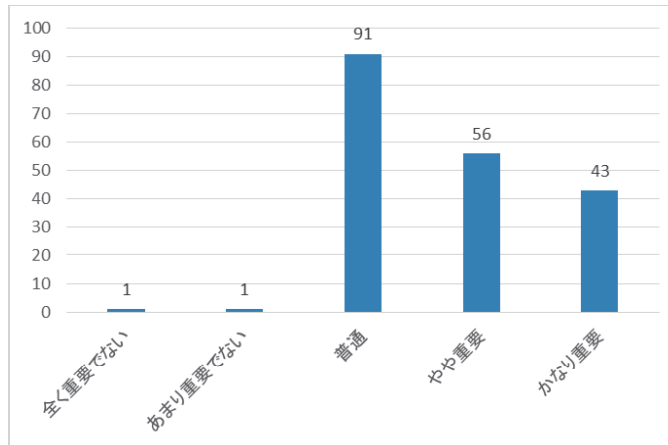
3-3-3余暇面での取組み満足度

回答	件数	割合
大変不満	22	11%
やや不満	40	20%
普通	114	57%
やや満足	21	10%
かなり満足	5	2%
計	202	100%
加重平均	2.737624	



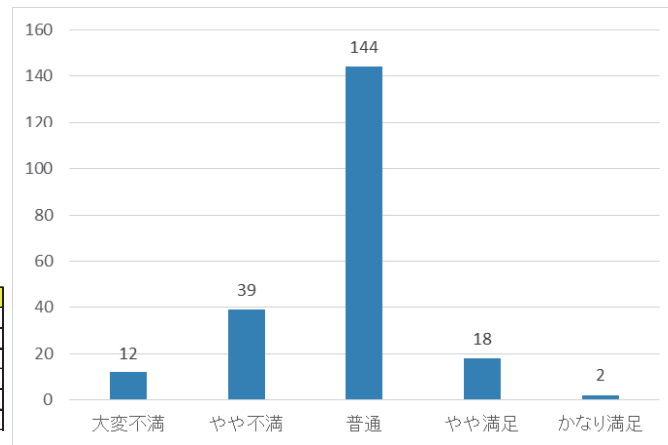
3-3-3余暇面での取組み重要度

回答	件数	割合
全く重要でない	1	1%
あまり重要でない	1	1%
普通	91	47%
やや重要	56	29%
かなり重要	43	22%
計	192	100%
加重平均	3.723958	



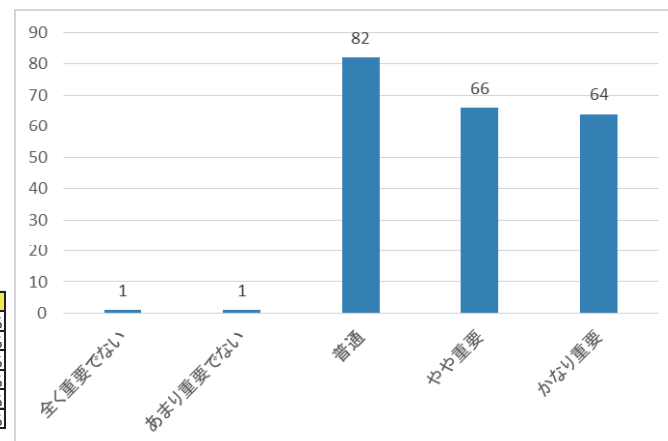
3-4-1看取り満足度

回答	件数	割合
大変不満	12	6%
やや不満	39	18%
普通	144	67%
やや満足	18	8%
かなり満足	2	1%
計	215	100%
加重平均	2.809302	



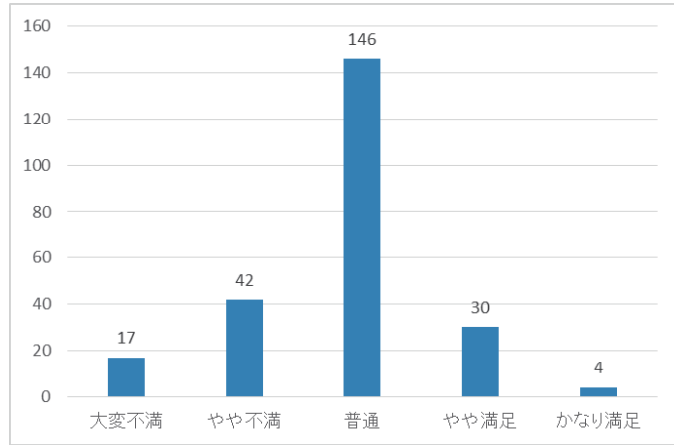
3-4-1看取り重要度

回答	件数	割合
全く重要でない	1	0%
あまり重要でない	1	0%
普通	82	39%
やや重要	66	31%
かなり重要	64	30%
計	214	100%
加重平均	3.892523	



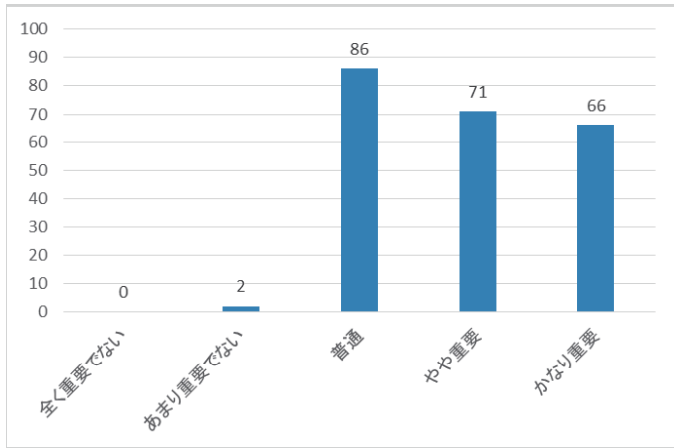
3-4-2医療満足度

回答	件数	割合
大変不満	17	7%
やや不満	42	17%
普通	146	61%
やや満足	30	13%
かなり満足	4	2%
計	239	100%
加重平均	2.841004	



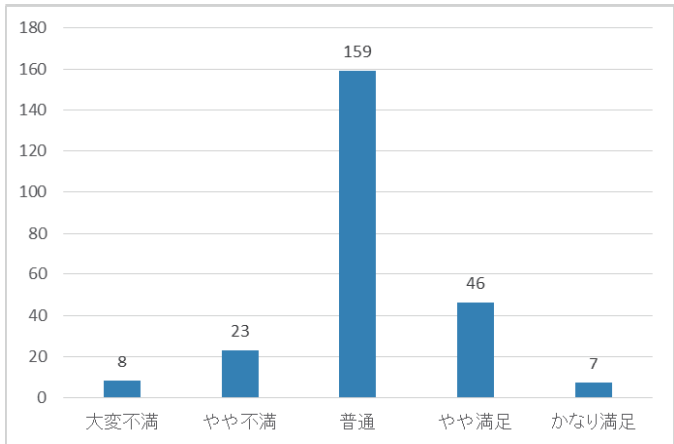
3-4-2医療重要度

回答	件数	割合
全く重要でない	0	0%
あまり重要でない	2	1%
普通	86	38%
やや重要	71	32%
かなり重要	66	29%
計	225	100%
加重平均	3.893333	



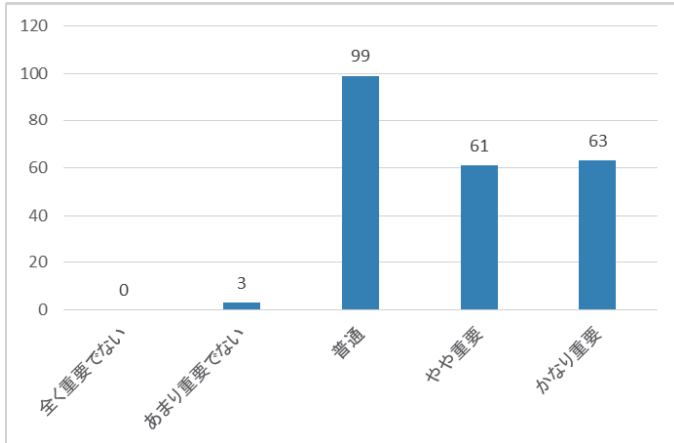
3-4-3健康・予防への取組満足度

回答	件数	割合
大変不満	8	3%
やや不満	23	9%
普通	159	66%
やや満足	46	19%
かなり満足	7	3%
計	243	100%
加重平均	3.08642	



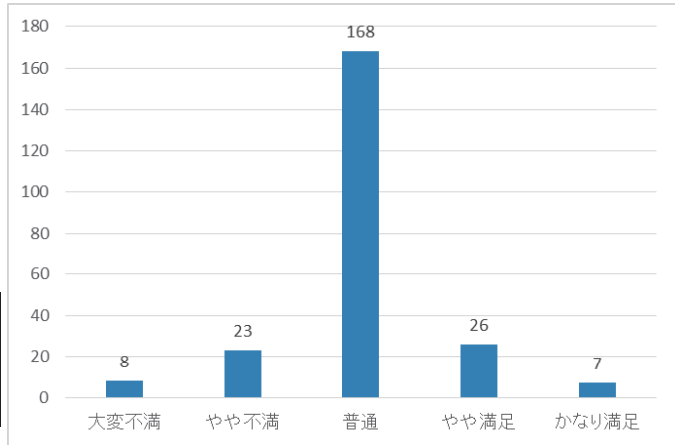
3-4-3健康・予防への取組重要度

回答	件数	割合
全く重要でない	0	0%
あまり重要でない	3	1%
普通	99	44%
やや重要	61	27%
かなり重要	63	28%
計	226	100%
加重平均	3.814159	



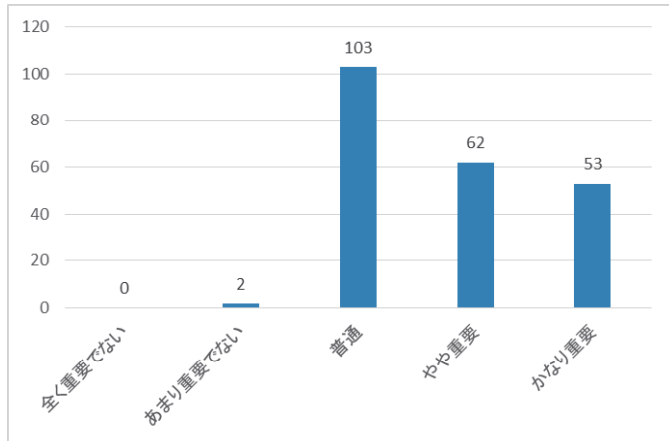
3-4-4充実した体制作り満足度

回答	件数	割合
大変不満	8	3%
やや不満	23	10%
普通	168	73%
やや満足	26	11%
かなり満足	7	3%
計	232	100%
加重平均	3.00431	



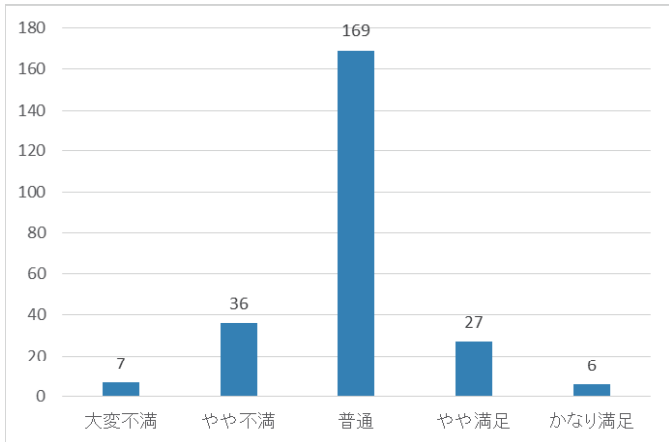
3-4-4充実した体制作り重要度

回答	件数	割合
全く重要でない	0	0%
あまり重要でない	2	1%
普通	103	47%
やや重要	62	28%
かなり重要	53	24%
計	220	100%
加重平均	3.754545	



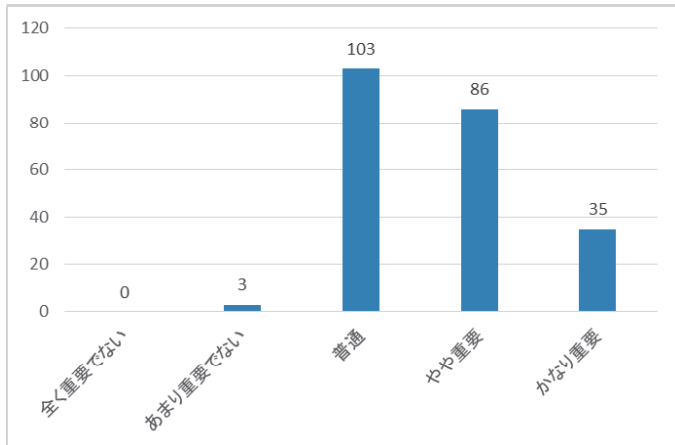
3-5-1すぐに相談できる体制満足度

回答	件数	割合
大変不満	7	3%
やや不満	36	15%
普通	169	69%
やや満足	27	11%
かなり満足	6	2%
計	245	100%
加重平均	2.955102	



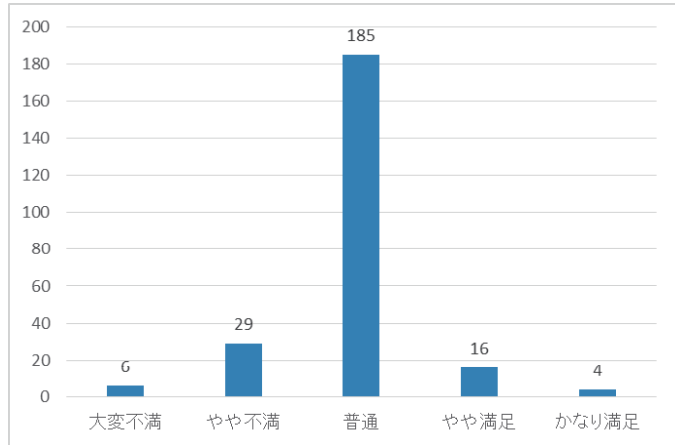
3-5-1すぐに相談できる体制重要度

回答	件数	割合
全く重要でない	0	0%
あまり重要でない	3	1%
普通	103	46%
やや重要	86	38%
かなり重要	35	15%
計	227	100%
加重平均	3.674009	



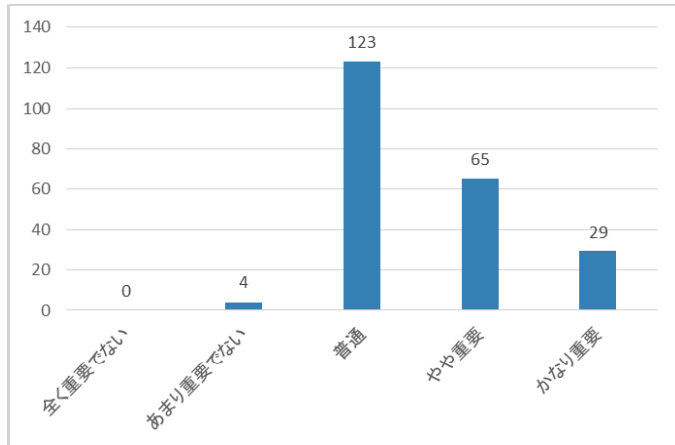
3-5-2柔軟・多様な生活支援満足度

回答	件数	割合
大変不満	6	2%
やや不満	29	12%
普通	185	77%
やや満足	16	7%
かなり満足	4	2%
計	240	100%
加重平均	2.929167	



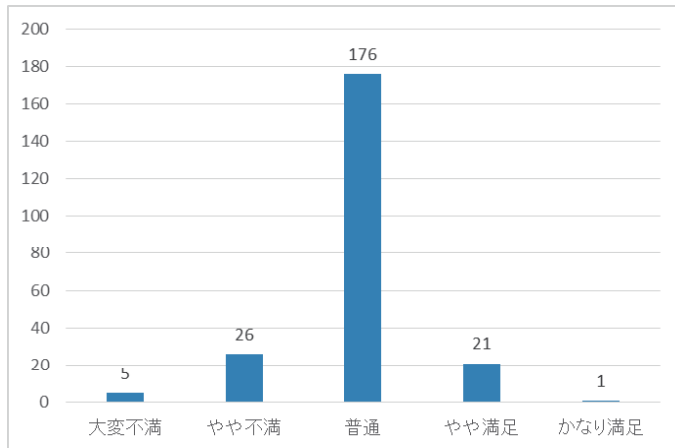
3-5-2柔軟・多様な生活支援重要度

回答	件数	割合
全く重要でない	0	0%
あまり重要でない	4	2%
普通	123	56%
やや重要	65	29%
かなり重要	29	13%
計	221	100%
加重平均	3.538462	



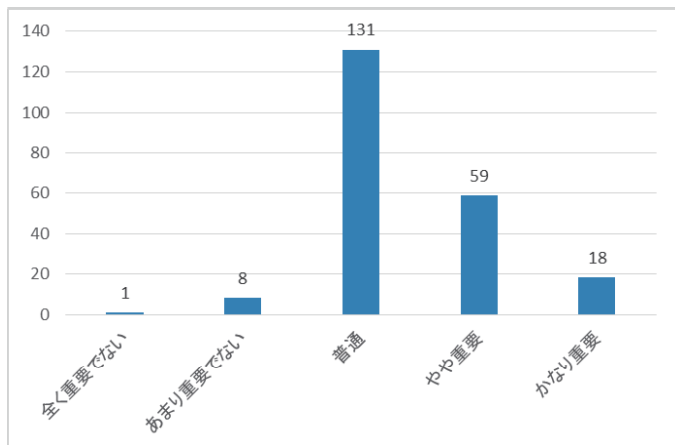
3-5-3ボランティアの活性化満足度

回答	件数	割合
大変不満	5	2%
やや不満	26	12%
普通	176	77%
やや満足	21	9%
かなり満足	1	0%
計	229	100%
加重平均	2.943231	



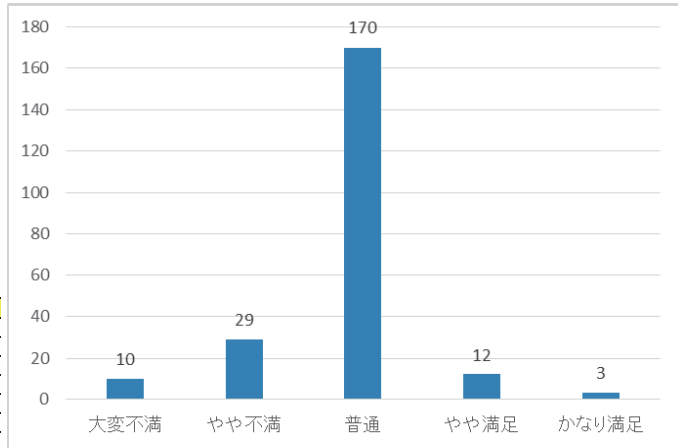
3-5-3ボランティアの活性化重要度

回答	件数	割合
全く重要でない	1	0%
あまり重要でない	8	4%
普通	131	61%
やや重要	59	27%
かなり重要	18	8%
計	217	100%
加重平均	3.391705	



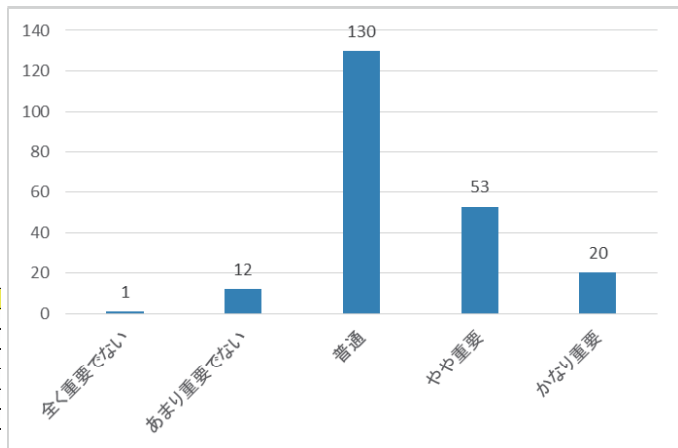
3-5-4世代間交流満足度

回答	件数	割合
大変不満	10	5%
やや不満	29	13%
普通	170	76%
やや満足	12	5%
かなり満足	3	1%
計	224	100%
加重平均	2.861607	



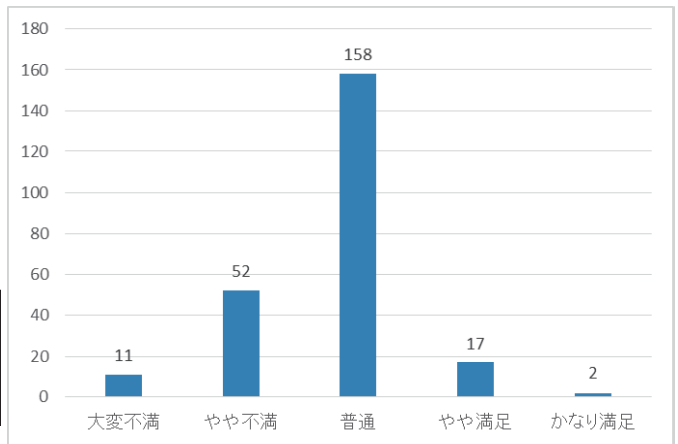
3-5-4世代間交流重要度

回答	件数	割合
全く重要でない	1	0%
あまり重要でない	12	6%
普通	130	60%
やや重要	53	25%
かなり重要	20	9%
計	216	100%
加重平均	3.365741	



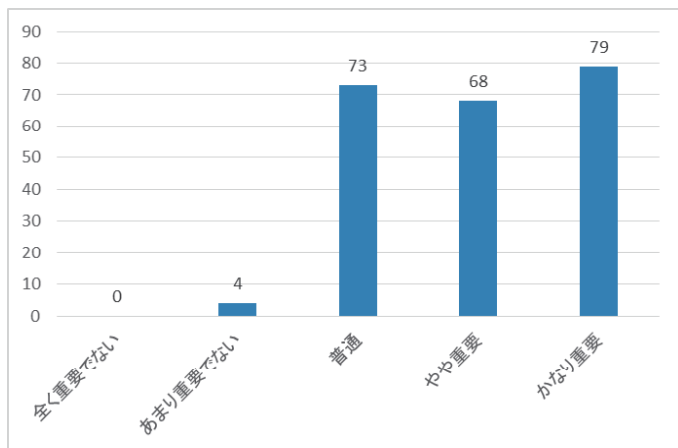
3-5-5災害対応満足度

回答	件数	割合
大変不満	11	5%
やや不満	52	22%
普通	158	65%
やや満足	17	7%
かなり満足	2	1%
計	240	100%
加重平均	2.779167	



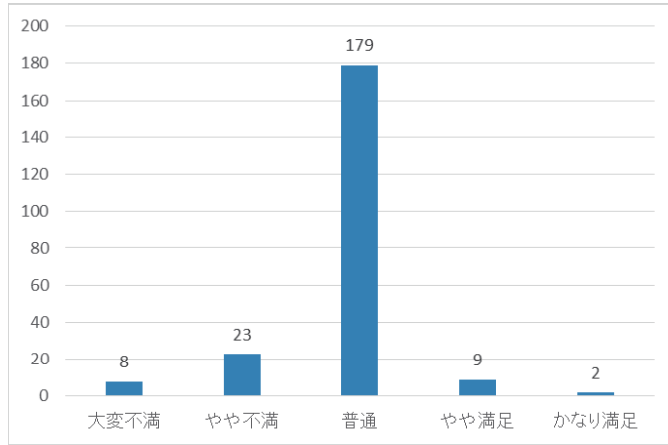
3-5-5災害対応重要度

回答	件数	割合
全く重要でない	0	0%
あまり重要でない	4	2%
普通	73	33%
やや重要	68	30%
かなり重要	79	35%
計	224	100%
加重平均	3.991071	



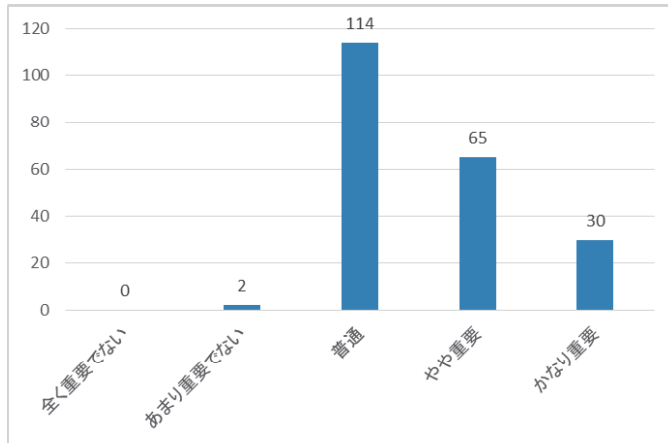
3-5-6福祉教育の推進について満足度

回答	件数	割合
大変不満	8	4%
やや不満	23	10%
普通	179	81%
やや満足	9	4%
かなり満足	2	1%
計	221	100%
加重平均	2.882353	



3-5-6福祉教育の推進について重要度

回答	件数	割合
全く重要でない	0	0%
あまり重要でない	2	1%
普通	114	54%
やや重要	65	31%
かなり重要	30	14%
計	211	100%
加重平均	3.582938	



5) 地域福祉町民セミナー等の開催

①平成27年度当別町地域福祉町民セミナー

開催日時	平成28年2月18日(木) 17時30分～19時45分
開催場所	当別町総合保健福祉センター「ゆとろ」多目的ホール
講演テーマ	住民活動の底力～ささえあいが未来を耕す～
講演講師	敬和学園大学人文学部共生社会学科専任講師 川本 健太郎 氏
ワークショップテーマ	当別町の底力を語ることから始める～共生のまちづくりに向けて～
ワークショップファシリテーター	新潟県社会福祉協議会地域福祉課主任 坂野 健一郎 氏 敬和学園大学人文学部共生社会学科専任講師 川本 健太郎 氏
ワークショップオブザーバー	社会福祉法人ゆうゆう理事長 大原 裕介 氏
参加者数	59名



平成28年度当別町地域福祉町民セミナー

開催日時	平成28年8月24日(水) 18時00分～20時30分
開催場所	当別町総合保健福祉センター「ゆとろ」多目的ホール
てい談テーマ	「地域包括ケアシステム」のカタチを再考する ～わがまちの“暮らしやすさ”とは?～
てい談講師 (ワークショップオブザーバー)	国際医療福祉大学大学院教授 堀田 聡子 氏 一般社団法人北海道総合研究調査会理事長 五十嵐 智嘉子 氏 北海道保健福祉部地域医療構想担当局長 大竹 雄二 氏
てい談司会	社会福祉法人ゆうゆう理事長 大原 裕介 氏
ワークショップテーマ	わがまちの“暮らしやすさ”とは、何か?
ワークショップファシリテーター	一般社団法人FACE to FUKUSHI 池谷 徹 氏
ワークショップオブザーバー	社会福祉法人ゆうゆう理事長 大原 裕介 氏
参加者数	118名

平成28年度当別町地域福祉町民セミナー

この事業は「サード・セクター」(NPO・NPO等)に委託して実施しています。

「地域包括ケアシステム」
のカタチを再考する

わがまちの
“暮らしやすさ”
とは?

平成28年
8月24日(水)
18:00～20:15

当別町総合保健福祉センター
ゆとろ

いつでも住み続けられる共生の
まちづくりを目指し、地域福祉の課
題のひとつである「地域包括ケア
システム」について、皆さんと共に
考えるセミナーを開催します。
一般町民の方はもちろん、専門職
の方もぜひご参加ください。

てい談
18:00～19:15

堀田 聡子氏 国際医療福祉大学大学院教授
五十嵐 智嘉子氏 内閣府まち・ひと・しごと創生本部事務局参事官
大竹 雄二氏 北海道保健福祉部地域医療構想担当局長

ワークショップ
19:15～20:15

てい談後、「地域包括ケアシステム」や「共生のま
ちづくり」について、講師の方々と参加者の皆様が
共に考える機会としてワークショップを開催します。

▼申込み
参加希望の方は、①てい談、②ワークショップ、それぞ
れの出席について、下記まで申込みください。
※定員の関係からいそぎ定員を超える場合には、参加いただけない
場合がございますので、ご了承ください。

▼申込み・問合せ先【当別町福祉課福祉組】
TEL 0133-23-3019 FAX 0133-25-5018
Email: hukshi1@town.tobetsu.hokkaido.jp

<堀田 聡子氏 略歴>
・京都大学法学部卒業後、シシタ
シシタ研究員、東京大学大学院研究
員を経て
・現在、学際系社会保障学研究会
執行委員、福祉社会推進
・日本経済新聞「ワン・オブ・ゼア」
イヤー2015受賞





6) パブリックコメント（意見公募）の実施

第3期当別町地域福祉計画策定にあたり、広く町民等の方から意見を募集するため、パブリックコメント（意見公募）を実施しました。

期間：平成29年2月6日（月）から平成29年3月6日（月）まで

方法：町内4公共施設を計画（案）閲覧場所に指定するとともに当別町のホームページからも計画（案）が閲覧できるようにし、文書、FAX、電子メールのいずれかで意見を公募しました。

第3期当別町地域福祉計画

発行 北海道 当別町

発行日 平成29年3月

編集 当別町福祉部福祉課

住所 〒061-0234 北海道石狩郡当別町西町3番地2
当別町総合保健福祉センター内

電話 0133-23-3019

FAX 0133-25-5018

E-mail hukshi1@town.tobetsu.hokkaido.jp

URL <http://www.town.tobetsu.hokkaido.jp>